

流域治水対策等の 主な支援事業集

2025



令和7年4月

流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議



流域治水

「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」の概要

- ・水害の激甚化等を踏まえ、関係16（令和5年度以降は17）府省庁による「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を設置（令和2年10月28日）
- ・流域治水の着実な推進に向け、各省庁におけるこれまでの取組と今後の進め方・具体的な取組を「流域治水推進行動計画」としてとりまとめた（令和3年7月30日）。
- ・関係府省庁における支援制度を一元化し関係自治体等に周知するため、「流域治水対策等の主な支援事業」を作成・公表

関係省庁実務者会議

水管理・国土保全局長

治水は様々な利害関係があり、その調整は、ともに同じテーブルについて検討していくところから始まり、関係府省庁が様々な政策の中で連携を進め、プロジェクトを行う各流域に落とし込んでいくことが重要である。



議長 国土交通省水管理・国土保全局治水課長

構成員 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官

金融庁監督局保険課保険課長

こども家庭庁長官官房総務課危機管理対策室長

総務省大臣官房企画課長

消防庁国民保護・防災部防災課長

財務省理財局国有財産業務課長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長

農林水産省農村振興局整備部水資源課長

林野庁森林整備部治山課長

海岸関係省庁（※）担当課長

（※）農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、

国土交通省水管理・国土保全局海岸室、港湾局海岸・防災課

経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課長

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室長

中小企業庁事業環境部経営安定対策室長

気象庁大気海洋部気象リスク対策課長

環境省地球環境局総務課気候変動適応室長

構成員

開催状況

- ・第1回（令和2年10月28日） ※対面開催
主な内容：会議の立ち上げ・趣旨説明
各府省庁からの取組発表（国交省、農水省、林野庁、環境省、財務省）
- ・第2回（令和3年3月26日） ※WEB併用
主な内容：「流域治水推進行動計画」の策定に関する案内
各府省庁からの取組発表（国交省、総務省、農水省、林野庁、環境省）
- ・第3回（令和3年7月30日） ※WEB併用
主な内容：「流域治水推進行動計画」の策定
各府省庁からの取組発表（国交省、農水省、林野庁、金融庁）
- ・第4回（令和4年1月27日） ※WEB併用
主な内容：「流域治水対策等の主な支援事業」の策定
各府省庁からの取組発表（国交省、文科省、農水省、林野庁、環境省）
- ・第5回（令和5年1月30日） ※WEB併用
主な内容：流域治水の取組の進捗と新たな取組について（国交省）
各府省庁からの取組発表（内閣府、文科省、農水省、林野庁、中企庁、環境省）
- ・第6回（令和6年3月6日） ※対面開催
主な内容：流域治水の取組の進捗と新たな取組について（国交省）
各府省庁からの取組発表（内閣府、文科省、厚労省、農水省、林野庁、気象庁、環境省）
- ・第7回（令和7年2月19日） ※対面開催
主な内容：流域治水の取組の進捗と新たな取組について（国交省）
各府省庁からの取組発表（内閣府、文科省、厚労省、農水省、林野庁、中企庁、環境省）



地域での取組状況「流域治水協議会」

全国109の一級水系のすべてにおいて、河川管理者、都道府県、市町村等の関係者からなる「流域治水協議会」を設立し、令和3年3月に各地域の特性を踏まえた「流域治水プロジェクト」を公表。

流域治水推進行動計画（令和3年7月30日策定）

- 流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の着実な推進に向け、関係府省庁の連携策も含め各府省庁が展開する流域治水対策について、今後の進め方や目標について集約した「流域治水推進行動計画」を作成。
- 「気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し」「流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策」「事前防災対策の加速」「防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり」により、流域治水を推進する。



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」のイメージ

流域治水推進行動計画

(1) 気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し

- ・河川整備基本方針、河川整備計画等の計画の見直し
- ・気候変動予測モデルの高度化

(2) 流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策

- ①ハザードへの対応
 - ・河川堤防、下水道による雨水貯留・排水施設、砂防関係、海岸保全施設の整備、治水ダム建設・再生
 - ・利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化
 - ・流域の雨水貯留浸透機能の向上 ・戦略的な維持管理
- ②暴露への対応
 - ・リスクの高い区域における土地利用・住まい方の工夫
 - ・まちづくりや住まい方の工夫に必要な土地の水害リスク情報の充実
- ③脆弱性への対応
 - ・水災害リスク情報の充実・提供 ・避難体制の強化
 - ・避難行動を促すための情報・伝え方 ・安全な避難先の確保
 - ・広域避難体制の構築 ・経済被害の軽減
 - ・金融・保険業界に対する水害の回避・被害軽減のための情報提供
 - ・関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化

(3) 事前防災対策の加速

- ・流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速化
- ・防災まちづくりに取り組む地方公共団体を支援
- ・農業水利施設の新技术の活用による防災

(4) 防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり

- ・防災・減災の日常化
- ・規制手法や誘導的手法を用いた「流域治水」の推進
- ・経済的インセンティブによる「流域治水」の推進
- ・流域治水の調整を行う場の設置 ・グリーンインフラの活用

流域治水推進行動計画の主な取組

(1) 気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁
気候変動の影響を治水計画等へ反映し、地域の目標安全度を確保	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画（目標流量）を20水系で見直し 海岸保全基本計画を39都道府県で見直し 気候変動の影響を考慮した下水道計画策定の推進 気候変動モデルの高度化により降雨予測情報を高精度化 気候変動の観測成果・将来予測に関する情報の公表 	農水省・林野庁・水産庁・国土交通省 文科省・気象庁

(2) 流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁
利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 河川やダムの流域に着目した流域雨量予測情報の開発 一級水系に加え、二級水系においても、事前放流等の運用を実施 河川管理者・利水者等で構成される協議会の創設 	厚労省・農水省・経産省・工務省・国土交通省・気象庁
流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全	<ul style="list-style-type: none"> 国有地を活用した貯留施設整備50箇所 田んぼダムに取り組み水田の面積 約3倍以上 森林整備・治山対策による森林の浸透・保水機能の発揮 雨水貯留浸透施設の設置900市町村 防災機能を備えるオープンスペースを確保した都市の割合75% グリーンインフラの取組事業化70自治体 遊水地や輪中堤による地域の実情に応じた災害復旧の推進 Eco-DRRの推進 	財務省・農水省・林野庁・国土交通省・環境省
戦略的な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した河川管理施設の計画的な更新 三次元河川管内図の整備（109水系） 橋梁、道路の流失対策 河道内伐採樹木等をバイオマス発電燃料等として有効利用 	国土交通省・環境省
氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減	<ul style="list-style-type: none"> 粘り強い構造の堤防整備 水防活動に必要な情報共有システムの構築 消防団の救助能力向上 海岸保全施設の整備 	総務省（消防庁）・農水省・水産庁・国土交通省
洪水時に大量に流出する土砂・流木の捕捉等	<ul style="list-style-type: none"> よりリスクの高い流域において砂防堰堤や遊砂地等の事前防災対策を集中的に実施 きめ細かな治山ダムの配置や山腹崩壊対策などによる土砂流出の抑制 森林整備や治山ダムによる流木発生抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉 	林野庁・国土交通省

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁
② 県道への対応	<ul style="list-style-type: none"> リスクの高い区域における土地利用・住まい方の工夫 防災まちづくりの推進（防災指針作成600市町村） 災害危険区域制度の活用 高台まちづくりの推進 	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりや住まい方の工夫に必要な土地の水害リスク情報の充実 国管理河川においては、リスクマップ（多段的な浸水想定区域図）を令和3年度内に作成 雨水出水（内水）浸水想定区域図の作成（約800団体） 高潮浸水想定区域の指定（39都道府県） 土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数（約56,000箇所） 	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> 土地の水災害リスク情報の充実・提供 洪水浸水想定区域の指定（約17,000河川） 雨水出水（内水）浸水想定区域図の作成（約800団体） 高潮浸水想定区域の指定（39都道府県） 土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数（約56,000箇所） 浸水被害を踏まえた危険物の取扱 土地購入時の水災害リスク情報の提供 	総務省（消防庁）・国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> 避難体制の強化 リアルタイム浸水把握の技術開発 一日先の雨量予測を用いた危険度分布の提供 水系一貫洪水予測モデルの開発 高潮、高波予測情報の発信 将来の気候変動下での台風や豪雨の影響評価 人工衛星の活用 	文科省・国土交通省・環境省
③ 脆弱性への対応	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動を促すための情報・伝え方 防災用語ウェブサイトを開発（令和3年6月） 住民の防災意識向上訓練（1,388市町村） 線状降水帯による大雨情報の提供 新たな避難情報の周知 災害発生のおそれ段階から、交通機関への影響等を加えて情報発信 	内閣府（防災）・国土交通省・気象庁
	<ul style="list-style-type: none"> 安全な避難先の確保 避難地、避難場所の整備 道路の高架区間等の緊急避難場所としての活用 民間施設の避難場所指定 要配慮者利用施設の避難の実行性確保 学校、スポーツ施設の防災機能向上 	内閣府（防災）・総務省（消防庁）・厚労省・文科省・国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難体制の構築 広域避難の検討、調整の促進 広域避難のための予測情報の提供 	内閣府（防災）・国土交通省・気象庁
	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動につながる平時の取り組み、避難計画づくり 自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法の確立、マイ・タイムラインの取組拡大 民間企業が提供する防災アプリやサービスと連携し、避難行動を支援 	内閣府（防災）・文科省・農水省・国土交通省・気象庁

流域治水推進行動計画の主な取組

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁
③ 脆弱性への対応	<ul style="list-style-type: none"> 経済被害の軽減 水道施設（浄水場等）の浸水対策 下水道施設（揚水機能を確保）の耐水化 高層マンションの電気設備の浸水対策 企業の浸水対策 医療機関のBCP作成の促進 交通ネットワークを確保する治水・土砂災害対策 鉄道橋梁の流出防止対策 	厚労省・経産省・国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> 金融・保険業界に対する水害の回避・被害軽減のための情報提供 洪水浸水想定区域データ等の水害リスク情報の提供 想定最大洪水浸水想定区域の指定（約17,000河川） 住宅ローンによる誘導 グリーンボンドの推進 	国土交通省・環境省
	<ul style="list-style-type: none"> 関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化 災害発生のおそれ段階からのTEC-FORCE等の派遣 	国土交通省

(3) 事前防災対策の加速

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁
流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速化	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨における緊急治水対策プロジェクト（9水系）について、5~10年で再度災害防止対策を完了 一級水系及び二級水系において、流域治水プロジェクトを策定（550水系） 	国土交通省・気象庁
水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組む地方公共団体を支援	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインについて、今後の各地域での取組を通じて得られた知見及び新しく得られた科学的知見並びに法制度の改正等を反映し充実 多段的なハザード情報を提供（109水系） 	国土交通省
農業水利施設の新技术の活用による防災のデジタル化・スマート化	<ul style="list-style-type: none"> ダム等農業水利施設の貯水位等の遠隔把握の防災情報ネットワークの活用 ため池防災支援システムの活用 	農水省

(4) 防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね5年）	関係府省庁
あらゆる行政プロセスや、様々な事業に防災・減災の観点を構築	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」9法律を一体的に改正（公布：R3.5.10） 1.特定都市河川浸水被害対策法、2.河川法、3.下水道法、4.水防法、5.土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、6.都市計画法、7.防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、8.都市緑地法、9.建築基準法を一体的に改正 	国土交通省
防災・減災の日常化	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における防災教育・環境教育の支援 流域治水シンポジウムの開催 	文科省・国土交通省・気象庁・環境省
規制手法や誘導的手法を用いた「流域治水」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水に取り組む市町村数（900市町村） より水災害リスクの低い地域への土地利用の誘導 災害レッドゾーンにおける危険な自己業務用施設に係る開発許可件数（令和4年度：0件） 	国土交通省
経済的インセンティブによる「流域治水」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 民間損害保険における水害リスク補償の安定的な供給 農業用ダムやため池等の農業水利施設の洪水調節機能強化に資する整備を補助 水災害リスクを回避・軽減するためのすまいの工夫補助 	金融庁・農水省・国土交通省
流域治水の調整を行う場の設置	<ul style="list-style-type: none"> 流域治水協議会の設置（550水系） 気候変動適応広域協議会（7ブロック） 	国土交通省・環境省
グリーンインフラの活用	<ul style="list-style-type: none"> 全国で持続可能で魅力ある地域（防災×自然×経済×観光）づくりを推進するため「流域治水×グリーンインフラ」を策定・推進（109水系） 水田の貯留機能向上、農地の保全 	農水省・国土交通省・環境省

（流域治水推進行動計画作成主体）

流域治水推進の推進に向けた関係省庁実務者会議（17府省庁）

水害の激甚化等を踏まえ、「流域治水」の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力の下、総合的な検討を行うため、流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議を開催。

国土交通省（議長）・内閣府・金融庁・子ども家庭庁・財務省・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・気象庁・環境省

助言等を実施



課題等を共有

地域での取り組み「流域治水協議会」

全国109の一級水系のすべてにおいて、河川管理者、都道府県、市町村等の関係者からなる「流域治水協議会」を設置し、令和3年3月に各地域の特性を踏まえた「流域治水プロジェクト」を公表。

流域治水対策等の主な支援事業

内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主要要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
					国	都道府県	市町村	その他			
利水ダム等における事前放流の更なる推進	特別交付税措置	事前放流に伴う損失補填	二級水系の河川管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置(措置率 0.8)を講じる。(一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様)	事前放流に使用した利水容量等が回復しないこと起因して、従前の機能が著しく低下し、かつ、気象による降量予測と実績とに著しい相違が生じたことと合理的理由がある場合、機能回復のために要した措置等について、利水ダム管理者又は関係利水者の申し出に基づき、河川管理者と利水ダム管理者又は関係利水者が協議の上、必要な費用を負担する。 なお、具体的な損失補填内容は、「事前放流ガイドライン(令和3年7月)」による。	8/10	2/10	-	-	総務省	河川管理者	1
	直轄	国営かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備及び流域治水対策に資する施設整備等	農業水利施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの (1)次のいずれかの要件を満たすもの ア 治水協定を締結済み又は締結する見込み イ 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は改訂される見込みの水系で実施され、かつ、流域治水プロジェクトに本事業の対象施設が位置付けられた又は位置付けられる見込み (2)治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量の増大又は流域治水の取組の強化 (3)受益面積が500ha以上(畑にあつては、100ha以上)等	2/3等	30%等	3.4%等	(農業者) 0.0%	農林水産省	直轄事業	2
	補助金	水利施設整備事業	施設更新に合わせた流域治水の取組の推進に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農業水利施設の新設、廃止又は変更で、 (1)次の全てに該当するもの ア 治水協定を締結済み又は締結する見込みがある水系で実施すること イ 洪水調節に利用可能な容量の増大又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること ウ 緊急水管理システム整備については、河川管理者等にデータを提供するための機器の整備に限り、治水協定により新たに整備を要するダムであること (2)次の全てに該当するもの ア 受益面積がおおむね200ha以上、かつ、そのうち5割以上の面積で「田んぼダム」の取組が実施又は実施済みであること イ 次のいずれかに該当する地域で実施すること (ア)流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は事業実施年度中に策定・公表される見込みの水系 (イ)治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系 (ウ)地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの (3)次の全てに該当するもの ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するものであり、同プロジェクトに本事業の対象となる施設が位置付けられたもの又は位置付けられる見込みであること イ 計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の推進に資すること	(1) 50.0%等 (2) 50.0%等 (3) 50.0%等	32.0%等	18.0%等	(農業者) 0.0%	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、土地改良区)	3
	補助金	水資源機構かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利利用の調査及び洪水調節効果の検証等	水資源開発施設等の新築及び改築を行う事業であつて、次の全てに該当するもの (1)河川管理者、ダム管理者等との間において、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること (2)治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること	2/3等	30.0%	3.4%等	(農業者) 0.0%	農林水産省	独立行政法人(水資源機構)	
	補助金	基幹水利施設管理事業	流域治水プロジェクト等に位置付けられた国営造成施設の維持管理	ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線排水路であつて、 (1)一般型(次の全てに該当するもの) ア 国により都道府県または市町村へ管理委託された施設 イ 1施設当たりの受益面積が概ね1,000ha以上(畑にあつては300ha以上) ウ 非農地率概ね10%以上 エ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設 (2)特別型(次の全てに該当するもの) ア 国により都道府県へ管理委託された施設 イ 1施設当たりの受益面積が概ね3,000ha以上 ウ 非農地率が概ね20%以上 エ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの	(1) 30.0%等(流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は施設負担割合を決定) (2) 1/3(平成7年度以前採択地区は40.0%)	30.0%	3.4%等	(農業者) 0.0%	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	4
補助金	水利施設管理強化事業	流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の流域治水のための取組	ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線排水路であつて、 (1)一般型 治水協定ダムの洪水調節機能強化の発揮及び地域防災計画に位置付けた施設の防災・減災機能を含む多面的機能の発揮等に対応した維持管理に係る費用の支援 (2)特別型 流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設(一般型の施設を除く)の流域治水にかかるとの取組の取組支援 ア 流域治水推進のための管理体制構築等に係るもの イ 治水協定ダムの事前放流、農業用ため池の低水位管理、農業水利施設を活用した事前排水	(1) 50.0%等 (2) 50.0%等	50.0%等			農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	5	
利水ダムの事前放流の強化	補助金	利水ダム治水機能施設整備費補助	利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる施設整備等の整備等を行う事業	次の各号のすべてに該当するものとし、河川管理者と利水ダム設置者が協議を行い、双方が当該各号の要件該当性について確認したもの。 一 一級河川又は二級河川の利水ダムであつて、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が発揮されること。 二 事業完了後、ダムの操作が適切に実施される見込みがあること。 三 河川管理者と関係市町村その他の関係機関と連携し、当該利水ダムに関する放流状況等に関する情報連絡体制が構築されること。 ※1 河川法第9条第2項又は河川法第10条に基づき、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムにおける事業の場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものに限る。	1/2以内			費用の一部 ※1	国土交通省	利水ダム設置者(民間事業者、地方公共団体、公営企業等)	6
	補助金	利水ダム治水機能向上補助事業	利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う事業	次に掲げる1～5の全ての要件に該当するものとする。 1. 一級河川又は二級河川に設置された利水ダムにおいて、河川管理者(河川法第9条第1項の規定により河川を管理する者)が放流設備の整備等を行うものであること。 2. 放流設備の整備等の対象となる利水ダム設置者が本事業の実施に同意していること。 3. 放流設備の整備等により、ダム下流河川の治水上の基準点等において、洪水量の低減効果が見込まれるものであること。 4. 上記3の効果を見込むために必要な操作規則等を供用開始までに作成する見込みであること。 5. 河川整備計画に当該事業が位置づけられていること。	1/2 5.5/10 2/3 6/10 7/10 9/10			1/2 4.5/10 1/3 3/10 1/10	国土交通省	利水ダム設置者(民間事業者、地方公共団体、公営企業等)	7
利水ダム等における事前放流の更なる推進	税制特別	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特別措置(固定資産税等)	事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする	地方税法第三百四十八条第二項第四十五号の適用を受ける償却資産として、地方税法施行令第五十一條の十五の十一第一項に規定する要件を満たすもの。 国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項第四号又は第五号の適用を受ける償却資産として、国有資産等所在市町村交付金法施行令第一條の二第一項又は第一條の三第三項に規定する要件を満たすもの。	-	-	-	-	国土交通省	民間事業者等(民間事業者、地方公共団体、公営企業等)	1※両掲

流域治水対策等の主な支援事業

内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
					国	都道府県	市町村	その他			
流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全	補助金	農業競争力強化農地整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組み地域で実施される農地整備	(1)農地整備 次の全てに該当するもの等 ア 受益面積20ha(中山間10ha)以上 イ 担い手への農地集積80%以上 等 ※水田及び麦・大豆等を作付けする畑地が受益面積の8割以上占める地区 それ以外の地区は50%以上 (2)「田んぼダム」関係 次の全てに該当するもの等 ア「田んぼダム」の取組等を定めた計画が策定されている イ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み ウ 次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること (ア)流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施 (イ)治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施 (ウ)地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの 等	(1) 50.0%等 (2) 定額 50.0%等	27.5%等 - 32.0%等	10.0%等 - 18.0%等	(農業者) 12.5%等 - 0.0%	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、土地改良区)	8
	補助金	農地中間管理機構関連農地整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組み地域で実施される農地整備	(1)農地整備 次の全てに該当するもの等 ア 全ての農地において農地中間管理権等の期間が15年間 イ 受益面積10ha(中山間5ha)以上 ウ 担い手への農地集積率が8割以上 エ 収益性が2割以上 等 (2)田んぼダム関係 次の全てに該当するもの等 ア「田んぼダム」の取組等を定めた計画が策定されている イ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み ウ 次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること (ア)流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施 (イ)治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施 (ウ)地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの 等	(1) 62.5% [※] 等 (2) 定額 62.5% [※] 等	27.5%等 - 32.0%等	10.0%等 - 18.0%等	- - -	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、土地改良区)	9
	補助金	中山間地域農業農村総合整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組み地域で実施される農地整備	次の全てに該当するもの (1)農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の健全・再編利用に取り組む地域 (2)農業生産基盤(工種以上かつ全体で2工種以上) (3)受益面積が農業生産基盤の合計で10ha以上(生産・販売施設等と一体で整備する場合(S&BIL)) (4)5ha指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域	55.0%等	32.0%等	11.0%等	(農業者) 2.0%等	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	10
	交付金	農地耕作条件改善事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組み地域で実施される農地整備	(1)農地整備 次の全てに該当するもの等 ア 総事業費が200万円以上 イ 受益者(農業者)が2者以上 等 (2)田んぼダム関係 次の全てに該当するもの等 ア「田んぼダム」の取組等を定めた計画が策定されている イ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み ウ 次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること (ア)流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施 (イ)治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施 (ウ)地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの 等	(1) 定額 50.0%等 (2) 定額 50.0%等	27.5%等 - 32.0%等	10.0%等 - 18.0%等	(農業者) - 12.5%等 - 0.0%	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、土地改良区)	11
	交付金	多面的機能支払交付金	水田の雨水貯留機能の強化(「田んぼダム」)を推進する活動	(1)資源向上支払(共同)において、非農業者の参画が必要 等 ※交付単価:2,400円/10a 等 (2)加算措置 次の全てに該当するもの等 ア 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上で田んぼダムを実施 イ 市町村による水田貯留機能強化計画の策定 等 (流域治水プロジェクトの計画等に田んぼダムの設置が位置づけられている地域は策定不要) ※加算単価:400円/10a 等	50.0%等	25.0%等	25.0%等	-	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	12
	直轄	国営農用地再編整備事業	洪水調節機能の強化に資する排水施設の整備 水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組み地域で実施される農地整備	次の全てに該当するもの等 ア「田んぼダム」の取組等を定めた計画が策定されている イ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み ウ 次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること (ア)流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施 (イ)治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施 (ウ)地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの 等	2/3等	30.0%等	3.4%等	(農業者) 0.0%	農林水産省	直轄事業	13
農地の保全	交付金	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を継続するための活動	農業者等が締結する集落協定等に基づき、5年間に継続して農業生産活動等(水路・農道等の管理を含む)を実施すること ※交付単価は田(恩顧額):21,000円/10a、畑(恩顧額):11,500円/10a等	50.0%等	25.0%等	25.0%等	-	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した農業者団体等	14
	交付金	多面的機能支払交付金 ※再掲	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動	市町村が認定した活動計画に基づき、交付の対象となる活動を実施すること (1)交付金の構成 ア 農地維持支払 ※交付単価:3,000円/10a 等 イ 資源向上支払(共同) ※交付単価:2,400円/10a 等 ウ 資源向上支払(長寿命化) ※交付単価:4,400円/10a 等 (2)加算措置 ア 多面的機能の更なる増進 イ 水田の雨水貯留機能の強化(「田んぼダム」)の推進 ※加算単価:400円/10a 等	50.0%等	25.0%等	25.0%等	-	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	12※再掲

流域治水対策等の主な支援事業

内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合			所管官庁	支援先	掲載箇所	
					国	都道府県	市町村				その他
森林の浸透・保水機能の発揮	補助金等	森林整備事業	森林の水涵養機能(洪水緩和機能)の発揮等を目的とした、森林所有者等や国立研究開発法人、森林研究・整備機構の実施する間伐等の森林整備やこれに必要な路網整備	(1) 間伐等の森林整備 1) 施行地の面積が0.1ha以上であること等	51%等	17%等	32%等	林野庁	地方公共団体、森林所有者、森林組合等	15	
	補助金等	治山事業	荒廃渓流の安定化や崩壊地の復旧のための治山ダム等治山施設の設置や保安林の整備等	(2) 路網整備 次のすべてに該当するもの等 1) 地域森林計画に記載された林道であること 2) 林道規定に規定する自動車道であること 3) 利用区域面積が30ha以上等であること	45/100等	都道府県により異なる	55/100等				-
農地等の貯留機能の活用	補助金等	治山事業	荒廃渓流の安定化や崩壊地の復旧のための治山ダム等治山施設の設置や保安林の整備等	山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流、はげ山及び地障(以下「崩壊地等」という。)の復旧整備を行うものであって、次の(1)及び(2)に該当するものであること (1) 崩壊地等が次のアからウまでのいずれかに該当するものであること ア 荒廃の拡大又は土砂、流水等の流出により現に下流に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものであって、流域保全上重要なもの イ 活断層周辺又は沿岸部の山地における崩壊地であって、地震又は津波により著しい被害を及ぼすおそれのあるもの エ 活断層周辺又は沿岸部の山地における崩壊地であって、地震又は津波により著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ウ その他の河川又は地区で行うものであって、崩壊地等が次のア(ア)からエ(エ)までのいずれかに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの(次のア)に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。) (ア) 市街地又は集落(人家が10戸以上あるものに限る。) (イ) 主要公共施設 (ウ) 農地、ため池、用排水施設、漁場等 (エ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等	1/2等	1/2等	-	林野庁	都道府県	16	
	税制特例	貯留機能保全区域の指定に係る特例措置(固定資産税・都市計画税)	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3~5/6とする。	市町村による条例制定	-	-	-	2/3~5/6	国土交通省	土地所有者	17
流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全	交付金	統合河川環境整備事業	・汚濁の著しい河川の水质改善 ・魚道の向上・橋下環境の改善※ ・自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生※ ・「水辺の楽校構想」又は「かわまちづくり計画」に位置づけられた河川管理施設の整備 ※貯留機能保全区域における取組も対象	次のいずれかの要件を満たすこと - 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての水質浄化を行う事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての水質浄化を行う事業等 - 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、構造物により河川等が分断され、魚道の向上・降下が困難な区域※において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの - 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特により必要とする区域※において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの - 民間事業者と連携する水辺の整備を行う事業のうち、指定区間内の一級河川及び二級河川において、「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた河川管理施設の整備を行う事業	1/3 (沖縄1/2)	-	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	18
	補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	・特定都市河川に指定済み又は指定予定である河川で、流域水害対策計画の策定、変更 ・特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せて二線堤の築造、排水施設の整備等	・河川改修事業を実施する河川において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域の公表がなされていること。 ・流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。 ・当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組が開始・公表している市町村において、概ね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。 ・指定区間内の一級河川又は二級河川において、雨水貯留浸透施設又は二線堤を市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を自費に負担するものに限る。なお、雨水貯留浸透施設又は二線堤を市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を自費に負担するものに限る。(※1)	1/2	1/4 ※1	1/4 ※1	その他は民間事業者等が整備する場合	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	19
雨水貯留浸透施設	特別交付税措置	特定都市河川浸水被害対策推進事業	当該事業で民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設の整備費用の一部を都道府県等が負担する場合、負担額の割について特別交付税措置を講ずる	・流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。 ・当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組が開始・公表している市町村において、概ね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。 ・指定区間内の一級河川又は二級河川において、雨水貯留浸透施設又は二線堤を市区町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を自費に負担するものに限る。	1/2	1/4(割を特別交付税措置)	-	民間事業者等 1/4	国土交通省	地方公共団体(都道府県等)	19※再掲
雨水貯留浸透施設	交付金	流域貯留浸透事業	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	①以下の条件を満たすもの - 一級河川又は二級河川の流域内の事業である - 貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間事業者等が行う事業である - 通常の河川改修方式と比較して経済的である ②以下のいずれかに該当するもの ・公共または民間の敷地を500㎡以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ事業。ただし、条件付きで複数施設で500㎡以上の規模でも可。(詳細は交付要綱を参照) ・個人宅の敷地内等に、貯留・浸透機能を持つ簡易施設を設置する事業。ただし、流域面積20㎡以下および流域内の浸透・貯留能力が500㎡以上または300㎡以上であることが必要。 ・新規の住宅開発において、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が500㎡以上または300㎡以上。 - 施設が指定調整池、池沼又は埋め池で、河川管理者又は地方公共団体が公共施設として管理する施設を改良する事業。ただし条件付き(詳細は交付要綱を参照) ③法定計画等の確認 ・流域水害対策計画、100mm/h安心プラン、内水被害等軽減対策計画又は流域分担計画との整合が図られている ※民間企業等が実施する場合の国費負担は、事業費の1/3を上廻し、地方公共団体が負担する額の1/2とする	1/3	1/3(※)	-	民間企業等 1/3(※)	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	20
雨水貯留浸透施設	税制特例	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)	流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策計画に基づく認定計画に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/6~1/2とする。	市町村による条例制定	-	-	-	1/6~1/2	国土交通省	民間事業者等	21
地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設等	交付金	新世代下水道支援事業	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援しているため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	次のいずれかの要件を満たすこと a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置、改修を行うこと。 b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制が必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。 c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。	1/3	-	1/3	1/3	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	22

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主要要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
流域の雨水貯留浸透機能の向上・治水機能の保全	・雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板等	交付金	下水道浸透水被害軽減総合事業	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸透水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフトを含めた総合的に実施する都市浸水対策	次のいずれかの要件を満たすこと ① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区 ア 過去10年間に100以上の浸水被害があり、当該浸水の被害浸水面積が1ha以上である地区 イ 過去10年間に浸水被害が1ha以上の浸水被害がある地区 ウ 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)又は高齢者・障害者等要配慮者居住施設が存在し、過去10年間に浸水被害がある地区 エ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区 1) 浸水被害が1ha以上想定される地区 2) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点、避難地、地下街等)又は高齢者・障害者等要配慮者居住施設が存在する地区 3) 過去10年間の浸水被害浸水被害が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上、床上浸水回数2回以上発生し、死者が出た地区 ② 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区 ③ 特定都市河川流域に指定された地区	1/3	-	1/3	1/3	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	23
	雨水貯留浸透施設 ・住宅地事業と関連して整備が必要となる防災調整池等	交付金	住宅市街地整備総合事業	住宅地事業に関連する一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調整池等の整備等	・重点供給地域、都市再生緊急整備地域等については、公的住宅を含め概ね100戸又は1ha以上 ・全国のDID地区等における低層住宅密集市街地、市街化区域内農地等の所在地域等については、住環境整備要件を満たし、概ね5年以内に100戸又は1ha以上の供給が見込まれること ・計画的に開発された住宅団地において良好な居住環境の形成を図る旨が住生活基本計画、地域住宅計画等に位置付けられた地域については、100戸以上の住宅に効果のある住宅ストック改善事業であること	4/10	-	-	-	国土交通省	地方公共団体	
	内水被害等軽減対策計画	-	本計画を登録することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	<策定主体> 河川管理者と下水道管理者とし、流域対策を実施する連携事業者と協力すること。	・河川管理者による河川の整備、下水道管理者による下水道の整備及びソフト対策を実施することを必須とし、それらに加え、流域治水推進の取組である、雨水貯留浸透施設の整備や「田んぼダム」の取組、土地利用の工夫等の流域対策等を一体的に実施する取組を定めた計画を登録すること。	-	-	-	-	国土交通省	<策定主体> 河川管理者と下水道管理者等	24
	100mm/h安心プラン	-	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	・河川及び下水道整備における従来の目標とする計画降雨を超える局地的大雨を対象とするものであること。 ・行政機関(河川管理者等)が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害を軽減する取組(ソフト対策含む)を実施するものであること。 ・浸水被害軽減のための集中的な対応等に重点を置くものであること。 ※R6年度より新規募集停止	-	-	-	-	国土交通省	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	25
	流域治水型の災害復旧制度(輪中堤、遊水地の整備)	-	災害復旧事業 災害復旧事業査定設計委託費補助	・河川整備計画への位置づけ等を条件として、災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策(輪中堤、遊水地の整備)が実施可能。 ・加えて、輪中堤、遊水地に係る査定設計委託費を補助	1) 適正に維持管理されている堤防があること 2) 既設していること 3) 背後地に集落地、主要交通幹線路等があり浸水被害があること 4) 災害査定時点で河川整備計画又は流域水害対策計画が策定されており、当該箇所における輪中堤又は遊水地の整備内容が記載されていること 5) 当該災害復旧事業の工事完了後においても、当該災害を与えた洪水により浸水が想定される区域について、災害危険区域又は浸水被害防止区域の指定方針が策定され、指定することが明らかであること 6) 当該災害復旧事業に係る事業費が、従前の原形復旧の運用どおり、被災水位までの越水防止する復旧事業(越水させない原形復旧)に係る事業費を上回らないこと	2/3	1/3	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	26
遊水地内の堆積土砂撤去	-	災害復旧事業	土砂等の堆積により遊水地の洪水調節機能や施設機能(水門や排水路等)を阻害する場合の当該土砂等の撤去	1) 土砂については1,000m ³ 以上、流木については500m ³ 以上の堆積が生じた場合 2) 前項の敷以下であっても、遊水地に係る河川管理施設等の機能に支障を及ぼす場合	2/3	1/3	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	27	
農業水利施設の活用	国営かんがい排水事業※再掲	国営かんがい排水事業※再掲	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備及び流域治水対策に資する施設整備等	農業水利施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの (1) 次のいずれかの要件を満たすもの ア 治水協定の締結又は締結する見込み イ 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は改訂される見込みの水系で実施され、かつ、流域治水プロジェクトに本事業の対象施設が位置付けられた又は位置付けられる見込み (2) 治水協定の洪水調節に利用可能な容量の増大又は流域治水の取組の強化 (3) 受益面積が500ha以上(畑にあっては、100ha以上)等	2/3等	30%等	3.4%等	(農業者)0.0%	農林水産省	直轄事業	2※再掲	
	補助金	水利施設整備事業※再掲	施設更新に合わせた流域治水の取組の推進に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を排す排水施設の整備	農業水利施設の新設、廃止又は変更で、 (1) 次の全てに該当するもの ア 治水協定を締結済み又は締結する見込みがある水系で実施すること イ 治水調節に利用可能な容量の増大又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること ウ 緊急水管理システム整備については、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限り、治水協定により新たに整備を要するダムであること等 (2) 次の全てに該当するもの ア 受益面積がおおむね200ha以上、かつ、そのうち5割以上の面積で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること イ 次のいずれかに該当する地域で実施すること (ア) 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は事業実施年度中に策定・公表される見込みの水系 (イ) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系 (ロ) 地方自治体等が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられたもの又は位置付けられる見込みのもの (3) 次の全てに該当するもの ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するものであり、同プロジェクトに本事業の対象となる施設が位置付けられたもの又は位置付けられる見込みであること イ 計画排水量の増大、洪水の速やかな低下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の推進に資すること	(1) 50.0%等 (2) 50.0%等 (3) 50.0%等	32.0%等	18.0%等	(農業者)0.0%	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、土地改良区)	3※再掲	
	直轄	国営総合農地防災事業	市街地・集落を含む農村地域の排水を排す排水施設の整備及び洪水調節機能の強化に資する施設の整備等	(1) 一般型 農業用排水施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの ア 受益面積がおおむね3,000ha以上(北海道にあってはおおむね1,000ha以上)であり、かつ、機能の低下している施設に係る受益面積が当該地積の2/3以上 イ 総事業費がおおむね100億円以上 ウ 末端支配面積がおおむね300ha(畑に係るもの)にあっては100ha以上 (2) 豪雨災害対策型 農業用排水施設の新設、廃止又は変更で、次の全てに該当するもの ア 受益面積がおおむね3,000ha以上(北海道にあっては1,000ha以上) イ 総事業費がおおむね100億円以上 ウ 末端支配面積がおおむね300ha(畑に係るもの)にあっては100ha以上 ただし、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等の一定の要件を満たす場合において、おおむね100ha以上 エ おおむね過去10年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業水利施設に関する被害額が当該地域の農業取得額の10%を超過した地域で実施	(1) 2/3等 (2) 2/3等	30.0%等	3.4%等	(農業者)0.0%	農林水産省	直轄事業	28	
補助金	基幹水利施設管理事業※再掲	流域治水プロジェクト等に位置付けられた国営造成施設の維持管理	ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線排水路であって、 (1) 一般型(次の全てに該当するもの) ア 国により都道府県または市町村へ管理委託された施設 イ 1施設当たりの受益面積が概ね1,000ha以上(畑にあっては300ha以上) ウ 非農地率概ね10%以上 エ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設 (2) 特別型(次の全てに該当するもの) ア 国により都道府県へ管理委託された施設 イ 1施設当たりの受益面積が概ね3,000ha以上 ウ 非農地率が概ね20%以上 エ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの	(1) 30.0% (流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は) 1/3 (2) 1/3 (平成7年度以前採択地区は) 40.0%	注)標準的な負担割合を記載	注)標準的な負担割合を記載	注)標準的な負担割合を記載	注)標準的な負担割合を記載	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	4※再掲	

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主要要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減	補助金	水利施設管理強化事業 ※再掲	流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の流域治水のための取組	ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、 (1)一般型 治水協定ダムの洪水調節機能強化の発揮及び地域防災計画に位置付けた施設の防災・減災機能を含む多面的機能の発揮等に対応した維持管理に係る費用の支援 (2)特別型 流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設(一般型の施設を除く)の流域治水にかかる次の1)又は2)の取組支援 ア 流域治水推進のための管理体制構築等に係るもの イ 治水協定ダムの事前放流、農業用ため池の低水位管理、農業水利施設を活用した事前排水	(1) 50.0%	国の補助費については、都道府県、市町村、その他(土地改良区等)で協議した上で負担割合を決定	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	5※再掲			
					(2) 50.0%							
					(1)用排水施設等整備事業(洪水防除事業) 受益面積が30ha(畑に係るものは20ha)以上、総事業費5,000万円以上等 (2)治水被害総合対策事業 受益面積の合計が20ha以上、過去10年間に2回以上の治水被害が生じた地域であって、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等 (3)防災重点農業用ため池緊急整備事業 受益面積が2ha以上かつ総事業費4,000万円以上等 (4)ため池洪水調節機能強化事業 防災受益面積7ha以上、総事業費800万円以上、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等					(1) 50.0%	32.0%	18.0%
	(2) 50.0%	32.0%	18.0%	0.0%								
	(3) 50.0%	34.0%	16.0%	0.0%								
	(4) 50.0%	34.0%	16.0%	0.0%	注)標準的な負担割合を記載							
	交付金	農業水路長寿命化・防災減災事業	流域治水対策のために行う農業用排水施設の整備等	流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設又はこの施設と一体的に効用を発揮する施設、調整弁等に必要施設等として、次の全てを満たすもの (1)総事業費が200万円以上 (2)受益者(農業者)が2者以上 (3)工事期間が原則3年以上以内	50.0%	32.0%	18.0%	(農業者) 0.0%	農林水産省	地方公共団体等(都道府県、市町村、土地改良区等)	30	
	交付金	海岸保全事業	高潮・高波等に対する防災・減災を目的として、地方公共団体等が行う海岸保全施設の整備等	事業計画の総事業費が以下のとおりであること ①北海道、福島、沖縄、奄美 5千万円以上 ②その他 1億円以上等	1/2等	-	-	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	31		
											補助金	
	交付金	通常の下水道事業	公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業	-	1/2	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	32		
	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業(再掲)	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	次のいずれかの要件を満たすこと ① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区 ア 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区 イ 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区 ウ 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区 エ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区 i 浸水面積が1ha以上想定される地区 ii 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点、避難地、地下街等)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区 ② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数 が10回以上発生し、未解消となっている地区 ③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区 ④ 100mm/h安心プランに登録された地区 ⑤ 特定都市河川流域に指定された地区	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	24※再掲	
	交付金	都市水害対策共同事業	下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備	-	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	33	
	交付金	新世代下水道支援事業(再掲)	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援しているため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	次のいずれかの要件を満たすこと a 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改修を行うこと。 b 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。 c 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	22※再掲	
	補助金	下水道床上浸水対策事業(下水道防災事業費補助)	大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備	駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、過去10年間に延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上発生した地区 ・内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	34	
	補助金	事業関連下水道事業(下水道防災事業費補助)	河川事業と連携して実施する下水道施設の整備	以下のいずれかに該当する地区 ・過去10年間に、内水氾濫による延べ浸水被害戸数が25戸以上発生した地区 ・内水氾濫により、市役所、要配慮者施設等の重要施設が浸水する恐れがある地区	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	35	
補助金	大規模雨水処理施設整備事業(下水道防災事業費補助)	雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備	雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業のうち、以下の要件を満たす事業 ・事業の完了までに要する期間が概ね10年以内 ・全体事業費が6億円以上	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	36		
補助金	官民連携浸水対策下水道事業(下水道防災事業費補助)	公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備	-	1/2	-	1/4	1/4	国土交通省	民間事業者等	37		
税制特別	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)	浸水被害対策区域において、下水道法に基づく認定計画に基づき民間事業者等が整備した雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税を1/6~1/2に軽減	-	-	-	-	-	国土交通省	民間事業者等	38		
内水被害等軽減対策計画	本計画を登録することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	<策定主体> 河川管理者と下水道管理者とし、流域対策を実施する連携事業者と協力すること。	・河川管理者による河川の整備、下水道管理者による下水道の整備及びソフト対策を実施すること。 ・行政機関(河川管理者等)が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害を軽減する取組(ソフト対策含む)を実施する取組を定めた計画を登録すること。	-	-	-	-	国土交通省	<策定主体> 河川管理者と下水道管理者等	24※再掲		
100mm/h安心プラン	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等 ※再掲	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	・河川及び下水道整備における従来の目標とする計画降雨を超える局地的大雨を対象とするものであること。 ・行政機関(河川管理者等)が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害を軽減する取組(ソフト対策含む)を実施するものであること。 ・浸水被害軽減のための集中的な対応等に重点を置くものであること。 ※R6年度より新規募集停止	-	-	-	-	国土交通省	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	25※再掲		

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
洪水時に大量に流出する土砂・流木の捕捉等	治山事業	補助金等 ※再掲	治山事業 ※再掲	荒廃渓流の安定化や崩壊地の復旧のための治山ダム等治山施設の設置や保安林の整備等	山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流、はけ山及び地陥（以下「崩壊地等」という。）の復旧整備を行うものであって、次の(1)及び(2)に該当するものであること等 (1) 崩壊地等が次のアからウまでのいずれかに該当するものであること ア 荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により現に下流に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものであって、流域保全上重要なもの イ 活断層周辺又は沿岸部の山地における崩壊地であって、地震又は津波により著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ウ 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するものであること ア 1級河川上流で行うもの イ 2級河川上流で行うもの ウ その他の河川又は地区で行うものであって、崩壊地等が次の(ア)から(エ)までのいずれかに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの (ア)に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。 (ア) 市街地又は集落（人家が10戸以上あるものに限る。） (イ) 主要公共施設 (ウ) 農地、ため池、用排水施設、進場等 (エ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等	1/2等	1/2等	-	-	林野庁	都道府県	16※再掲
	砂防堰堤、床固工群等の整備	交付金	通常砂防(火山)砂防事業	流域における荒廃地域の保全及び土石流や火山噴火等に伴う火山泥流、火砕流、溶岩流等の土砂災害から下流側に存在する人家、公共施設等を守ることを主たる目的とし、砂防堰堤等の砂防施設の整備を実施する事業	砂防指定地域において、1件あたりの事業費が1億円以上で以下のいずれかの要件に該当し、かつ、原則、警戒対策にかかわる措置がなされているもの。 また、区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されていること。 1. 1級河川又は2級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの ①流域内崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの ②流出土砂量が甚大で、その量が本川流量の1割を超えるもの ③河床に土砂堆積が甚大で、落下するおそれがあるもの (2) 河床に土砂堆積が甚大で、落下するおそれがあるもの ①公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所及び重要施設工業施設の保護 ②農地、集落(人家50戸以上)の保護 ③耕地(耕地面積30ha以上)の保護 ④港湾又は河口の埋没(年間埋没10,000m ³ 以上)防止					国土交通省	地方公共団体(都道府県)	39
	排水施設、擁壁等の地すべり防止施設の整備	交付金	地すべり対策事業	人家、公共建物、河川、道路等の公共施設等に対する地すべり等による被害を防止し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業	地すべり防止区域内において、総事業費が1億円以上で以下のいずれかの要件に該当し、かつ、原則、区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されていること。 ①多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの ②鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道又は市町村道のうち重要なもの又はその公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの ③官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの ④市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ⑤貯水量30,000m ³ 以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの ⑥人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの ⑦農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの					国土交通省	地方公共団体(都道府県)	40
	擁壁工、排水工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備	交付金	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による被害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全に資することを目的とし、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置、その他急傾斜地の崩壊を防止するために実施する事業	次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもので、かつ、区域内において、土砂災害危険箇所の公表等の専任避難体制に関する措置がなされているもの。 ①急傾斜地の高さ10m以上であること。 ※条件によっては10mを5mに読み替えることが可能 ②移転適地がないこと ③区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されていること。 ④次のいずれかの要件に該当するもの (1) 人家10戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ※条件によっては10戸を5戸に読み替えることが可能 (2) 市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所若しくは防災対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署の他市町村地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの					国土交通省	地方公共団体(都道府県)	41
	土砂・洪水氾濫が生じた場合の危険性が著しい荒廃地における砂防関係施設の整備	補助金	大規模特定砂防事業	土砂・洪水氾濫対策計画等に位置付けられた大規模な基幹施設、および本事業の整備効果が高めるために都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中、又は実施見込みの箇所における事業	・防災・安全社会資本整備交付金及び沖積振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)(以下、砂防事業等)の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)及び(2)のいずれかに該当するもの。 (1) 土砂・洪水氾濫対策計画等に位置付けられた大規模な基幹施設に係る砂防施設 (2) 土砂・洪水氾濫対策計画等に基づき、本事業の整備効果が高めるために、都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中又は実施見込みであること。					国土交通省	地方公共団体(都道府県)	42
	異なる事業の連携が必要となる箇所において、砂防関係施設の整備	補助金	事業間連携砂防事業	河川事業や道路事業と連携した土砂・洪水氾濫対策、道路保全対策、河道閉塞対策のための砂防関係施設の整備を実施する事業	・防災・安全社会資本整備交付金及び沖積振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)(以下、砂防事業等)の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの。 (1) 土砂・洪水氾濫対策河川事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、土砂・洪水氾濫のおそれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策 (2) 連携型対策 河川事業や道路事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内(ただし、地すべりが大規模である場合など、やむを得ない場合は、概ね10年以内)で完了する砂防事業等であって、国又は都道府県等が管理する道路の防災上重要な高い区間等のうち、土砂災害による判断のおそれのある箇所における対策 (3) 河道閉塞対策 河川事業や道路事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内(ただし、地すべりが大規模である場合など、やむを得ない場合は、概ね10年以内)で完了する砂防事業等であって、河道閉塞型・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそれのある箇所における対策 (4) 上下水道関係対策 上下水道施設の耐震化事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、次のすべての要件に該当する上下水道施設に土砂災害による被害を及ぼすおそれのある箇所における対策 ア 災害等により機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急務施設であること。 ロ 土砂災害警戒区域内に位置すること。ただし、併せて、急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)に位置する場合は、当該事業が上下水道管理事業者がその急傾斜地の崩壊に起因する土砂流入防止対策を実施済み、または実施の計画があること。 ハ 上下水道耐震化計画を策定済みであること。					国土交通省	地方公共団体(都道府県)	43
	住居や基礎的な公共インフラを集中的に整備する地域を優先的に保全する砂防関係施設の整備	補助金	まちづくり連携砂防事業	居住誘導区域および地域生活拠点として指定された区域、または指定しようとする区域、もしくは居住誘導区域や地域生活拠点を接続する主要幹線道路、鉄道等を保全する事業	防災・安全社会資本整備交付金及び沖積振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)(以下、砂防事業等)の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)または(2)のいずれかに該当するもの。 ただし、急傾斜地崩壊対策事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱交付金交付要綱付属2編交付対象事業の要件(一)急傾斜地の高さ(1)において、「急傾斜地の高さ」が5m以上であること」と読み替えるものとする。また、令和4年度以前に採択されたまちづくり連携砂防事業に限り、当該事業で継続するものとする。 (1) 次の【保全対象】①～③のいずれかの区域を保全する砂防事業等【注】については立地適正化計画に記載された防災指針【注】については立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針【注】については市町村管理指針【注】に記載事項【イ】～【ハ】のすべてが記載されていること。 【保全対象】 ①立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域 ②立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針に地域生活拠点として位置付けられた区域またはまちづくりする区域 ③市町村管理指針に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域 【記載事項】 イ 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域 ロ 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域 ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づき「移転等の勧告」が適用されること。 (2) ①～③のいずれかの区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフラインを保全する砂防事業等					国土交通省	地方公共団体(都道府県)	44

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合			所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村			
		補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定にあつては地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等	・河川改修事業を実施する河川において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の公表がなされていること。 ・流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。 ・当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始し公表している市町村において、概ね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。 ・指定区間内の一級河川又は二級河川において二線堤を市町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。(※1)	1/2	1/4 ※1	1/4 ※1 その他は民間事業者等が整備する場合	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	19※再掲
		特別交付税措置	特定都市河川浸水被害対策推進事業	当該事業で民間事業者等が実施する二線堤の整備費用の一部を都道府県等が負担する場合、負担額の5割について特別交付税措置を講ずる	・流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。 ・当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始し公表している市町村において、概ね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。 ・指定区間内の一級河川又は二級河川において二線堤を市町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。(※1)	1/2	1/4(5割を特別交付税措置)	-	民間事業者等 1/4 国土交通省	地方公共団体(都道府県等)	19※再掲
宅地嵩上げ		交付金	土地区画整理事業	立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用及びそれに係る移転補償費の一部を都市再生企画整理事業の補助限度額へ算入可能 地方債の公共事業等債の起債充当率90%(本来分50%、財対分40%)、うち20%(財対分の1/2)は交付税措置対象	都市再生企画整理事業としての交付金の活用にあつては、直前の国勢調査の結果に基づき人口集中地区又は洋人口集中地区に過半数が該当する等の要件を満たすことが必要。その上で嵩上げ費用の補助限度額算入には以下の全ての要件への該当が必要。 ・面積が20㎡以上であり、かつ、100㎡以上の浸水被害が想定される浸水想定区域(水防法に定められる浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域又は津波浸水想定区域に関する法律に定められる津波浸水想定区域をいう。)で行われる事業であること。 ・居住誘導区域内であり、かつ、人口密度が40人/ha以上の区域内で行われる事業であること。 ・立地適正化計画に都市再生特別措置法第81条第2項第五号に規定する防災指針が記載されており、当該防災指針に即して実施される事業であること。 なお、嵩上げに係る移転補償費(ただし、中移転に要する転居費用の増加分増し及び居住者等に係る費用)に関しては、上記に加え、以下の要件への該当も必要。 ・移転方法が集団移転(複数の建築物等を同時期に移転する方法)であること。	1/2/1/3	1/2/2/3	-	国土交通省	地方公共団体	45
		補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	浸水リスクに晒される地域における宅地嵩上げ等	・特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域内で、本事業区域を流域水害対策計画に定め、当該区域内のすべての住居が輪中堤又は、宅地嵩上げ等若しくは家屋移転により防護されることとする。 ・防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸のうち、移転住戸を5戸以上とする。 ・本事業による事業費が、本事業を実施する区域における浸水を防御するために必要な施設整備(堤防整備等)のトータルコストよりも安価であること。 ・本事業が流域水害対策計画に位置付けられていること。	1/2	1/2	-	国土交通省	河川管理者	19※再掲
リスクの高い区域における土地利用、すまい方の工夫	水災害リスクのある場所を含む地区における住環境の整備	交付金	小規模住宅地区改良事業	地方公共団体が移転勧告等を行った住宅等、不良住宅が集中する地区における住環境の整備改善又は災害の防止のための不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅の建設、生活道路等の整備等	・地区内の不良住宅の戸数が15戸以上かつ地区内の住宅の戸数に対する不良住宅の戸数の割合が5割以上かつ地区内の住宅の戸数に対する不良住宅の戸数の割合が5割以上であること。 ・地区内の不良住宅の戸数が15戸以上かつ地区内の住宅の戸数に対する不良住宅の戸数の割合が5割以上であること。	1/2(従前居住者向け住宅の建設に限り2/3)	-	1/2(従前居住者向け住宅の建設に限り1/3)	国土交通省	地方公共団体	
	二線堤等の保全	税制特別	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準:2/3)	・浸水被害軽減地区の指定 ・市町村においてあらかじめ条例の制定が必要	-	-	1/2～5/6	国土交通省	土地所有者	46
	浸水防止用設備(防水板、防水層、排水ポンプ、換気口浸水防止機)の整備	税制特別	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備に係る固定資産税を減免 最初の5年間価格に3分の2を参照して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。	・市町村においてあらかじめ条例の制定が必要	-	-	1/2～5/6	国土交通省	民間事業者	47
		補助金	都市構造再編集中支援事業	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の安全なまななかへの移転等を促進するため、地方公共団体や民間事業者等が行う施設整備等	・都市再生整備計画に基づき実施される事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの ・移転地区要件は以下の通り ○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」 ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外)、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分」等	1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内) 45%(居住誘導区域内等)	1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内) 55%(居住誘導区域内等)	-	国土交通省	地方公共団体、民間事業者等	48
		補助金	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に不当な支障を及ぼす区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、地方公共団体が行う住居団地の整備等	・自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※1) ・5戸以上(※2)かつ移転しようとする住居の半数以上の数 ※1:災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、土砂災害特別警戒区域 ※2:災害ハザードエリア外の場合は10戸以上	3/4	1/4	1/4	-	国土交通省	地方公共団体
災害ハザードエリアからの移転		補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	・立地適正化計画に居住機能の移転の方針が明確に記載された防災指針が定められ(又は定められることが確実であり)、調査対象となる集落等に対して調査を実施することへの合意がなされているもの。	1/2	地方公共団体 1/2	上限500万円	国土交通省	地方公共団体	50
		補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	浸水リスクに晒される地域における家屋移転	・特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域内で、本事業区域を流域水害対策計画に定め、当該区域内のすべての住居が輪中堤又は、宅地嵩上げ等若しくは家屋移転により防護されることとする。 ・防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸のうち、移転住戸を5戸以上とする。 ・本事業による事業費が、本事業を実施する区域における浸水を防御するために必要な施設整備(堤防整備等)のトータルコストよりも安価であること。 ・本事業が流域水害対策計画に位置付けられていること。	1/2	1/2	-	-	国土交通省	河川管理者
	がけ地近接等危険住宅移転事業	交付金	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転の費用を補助する事業等を実施する市町村を支援する事業	【対象区域】 イ 建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域 ロ 建築基準法第40条に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域 ハ 都市計画法第12条の4に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域 ニ 土砂災害防止法第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 ホ 特定都市河川法第58条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域 ヘ 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、二に掲げる区域に指定される見込みのある区域 ト 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域 【対象住宅】 ①【対象区域】のイ～ホの区域の指定により、既存不適格等(建築制限に適合しないもの)の住宅 ②【対象区域】のイ～トの中において、建築後の大規模地震、台風等により安全上、生活上の支障が生じた住宅で、移転勧告、是正勧告、避難指示等(避難指示は公示された日から6か月を経過しているもの)に係るもの	1/2	-	-	-	国土交通省	市町村 ※市町村が事業主体となりがけい事情がある場合は都道府県も可	51

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主要要件等	事業費負担割合			所管官庁	支援先	掲載箇所	
						国	都道府県	市町村				その他
リスクの高い区域における土地利用・すまい方の工夫	建築物改修等	交付金	災害危険区域等建築物防災改修等事業	災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域等に存在する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修等の費用を補助する事業等を実施する地方公共団体を支援する事業	【対象区域】 イ 建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域 ロ 都市計画法第12条の4に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域 ハ 特定都市河川法第56条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域 【対象住宅・建築物】 上記の区域指定等により既存不適格等(建築制限に適合しないもの)となった住宅・建築物 ※建築物=災害対策基本法に基づき地域防災計画において防災拠点(避難所等)に指定されている、もしくは一時集会所等に指定されている建築物	【計画年度】 住宅1/2 建築物1/3 【基準適合率】 住宅1/2、1/3 建築物1/2、1/3 【防災改修】 住宅1/2 建築物1/2、1/3	-	-	国土交通省	地方公共団体	52	
	既存住宅の浸水対策改修	補助金	長期優良住宅化リフォーム推進事業	既存住宅の浸水対策改修による防災性の向上	・以下の①、②を満たすリフォーム工事 ①リフォーム工事前にインスペクションを行うとともに、維持保全計画及びリフォームの履歴を作成すること ②工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること ・上記を満たすリフォーム工事の中で行う場合、防災性・レジリエンス性の向上改修工事(補助上限額:15万円/戸)として、建築物への浸水防止用設備(止水板等)の設置工事等の一定の浸水対策工事を補助の対象とする。	1/3	-	-	国土交通省	民間事業者等	53	
	立地適正化計画の作成	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	「流域治水」の考え方も踏まえ、立地適正化計画において居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」の作成	・立地適正化計画に以下の内容を記載すること。 ①持続可能な都市としてのような姿を目指すのか ②人口密度等に関する目標値、公共交通利用者数等に関する目標値、財政状況等に関する目標値、その他定量的目標値、期待される定量的効果 ③防災指針を策定する場合は、災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標値 ④空きビル、空き店舗、空き家、低未利用地等の既存ストックの活用 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、当該地域公共交通計画の作成を検討すること。	1/2	地方公共団体等 1/2	-	定額補助あり(上限550万円) ※人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の都市	国土交通省	地方公共団体等	50※再掲
土地の水災害リスク情報の充実	浸水想定区域図、ハザードマップ等作成	交付金	効果促進事業	基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、浸水想定区域図、ハザードマップ等の作成・印刷を支援するもの。	社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業とし、当該浸水事業の事業費も合計した額は、社会資本総合整備計画ごとく、交付対象事業の全体事業費の20/100を超過すること。	1/2	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	54	
		交付金	水害リスク情報整備推進事業	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業(ハード整備)を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップの作成・印刷を支援するもの	社会資本整備総合交付金事業③河川事業及び④防災・安全交付金③河川事業を実施してない河川で、洪水浸水想定区域図又は洪水ハザードマップを作成。 交付期間については、次のとおりとする。 ① 洪水浸水想定区域図の作成は令和7年度まで ② 洪水ハザードマップの作成は令和8年度まで ※1 都道府県が市町村に対し、事業費の1/3以上を補助する場合に限る。	1/3	1/3※1	1/3※1 その他は、市町村が整備する洪水ハザードマップの作成の場合	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	55	
		交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業	浸水シミュレーションによる内水浸水想定区域図の作成、避難行動等に資する情報・基盤整備、雨水管理総合計画の策定を行う事業	-	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	56
		交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	ソフト対策(津波防災地域づくりに関する法律等)に基づき(区域指定)に資する調査等	特になし	1/2	-	-	-	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	57
安全な避難先の確保	学校施設の防災機能の向上	交付金	学校施設環境改善交付金	公立学校施設において、雨水貯留槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	公立の義務教育諸学校等施設に係る事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。	1/3	2/3	-	文部科学省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	58	
		補助金	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等が行う雨水貯留槽や暗渠排水設備等、防災機能を向上させるための整備	国立大学法人等が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。	定額	-	-	-	文部科学省	国立大学法人等施設管理者(国立大学法人、独立行政法人)	58
		補助金	私立学校施設整備費補助金	私立学校(幼〜大)施設における貯水槽等、防災機能を向上させるための整備	学校法人又は準学校法人(以下「学校法人等」という。)に対し、当該学校法人等の設置する私立学校等が事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。	高校以下1/3以内等 大学等1/2以内等	-	-	-	文部科学省	私立学校施設設置者	58
避難通路等の整備	避難路・避難場所等の整備	交付金	都市防災総合推進事業	避難路や避難場所となる公共施設の整備や防災まちづくり計画の策定等に対する支援	○以下の地区要件のいずれかを満たすもの ・災害の危険性が高い区域(洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域等)を含む市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域 ・危険密集市街地を含む市町村 ○以下の条件をすべて満たすもの i)避難路・避難地 ・住民等の合意形成がなされた整備計画に位置付けられていること。 ・緊急に整備する必要がある施設又は著しい効果が期待できる施設であること。 ii)避難施設 ・災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所であること(市町村長が指定することが確実である施設を含む)。 ・地区防災計画等の避難や防災に関する計画に位置付けられていること。 ・避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること(既存の指定緊急避難場所の機能の強化を図るために整備するものを含む)。	1/2 用地費1/3	1/2 用地費2/3	1/2 用地費2/3	-	国土交通省	地方公共団体	59
		交付金	市街地再開発事業等	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備 地方債の公共事業等債の起債充当率90%(本来分50%、財対分40%)、うち20%(財対分の1/2)は交付税措置対象	1 既に都市計画決定がなされた地区又は採択年度内に都市計画決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。 2 都市再開発方針に定める2項、2号地区かつ都市機能誘導区域内、特定都市再生緊急整備地域又は防災再開発促進地区において行われる事業等であること。 3 施行区域が原則として10,000㎡以上(都市局所管)又は5,000㎡以上(住宅局所管)の市街地再開発組合及び再開発会社が施行者である事業の場合。等	1/3等	地方公共団体1/3等	-	国土交通省	地方公共団体等	60	
	交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	津波対策としての管理用通路の整備、避難用通路の設置(堤防スロープ等)	・以下のいずれかに該当する海岸であること ①大規模な地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸 ②眺望平均高潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸 ・事業着手から5年以内に、整備目標の達成が見込まれること ・事業計画の総事業費が以下のとおりであること ①都道府県が行うもの:5千万円以上 ②市町村が行うもの:2千5百万円以上等	1/2等	-	-	-	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	57※再掲	

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
安全な避難先の確保	避難場所の確保	補助金	一時避難場所整備緊急促進事業	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を同時に受け入れる施設の整備をワンパッケージで支援	○20人以上の避難者を受け入れる協定を地方公共団体と締結すること ○浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること ○耐震性を有すること(建築基準法適合)※1 ※1 津波に関する避難場所の新築については、耐震等級2以上 ○通常在館者分と避難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること ○通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫について、次のいずれかに該当するものであること ・基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの ・事業の整備前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの ・都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により適切に維持管理されると認められるもの等	【民間事業者が整備主体の場合】 2/3 【地方公共団体が整備主体の場合】 1/2	【民間事業者が整備主体の場合】 1/3 【地方公共団体が整備主体の場合】 1/2	-	-	国土交通省	地方公共団体、民間事業者等	61
	都市安全確保拠点の整備	交付金	都市安全確保拠点整備事業	災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地(都市計画法に規定する「一団地の都市安全確保拠点施設に限る。')を整備するために支援を行う事業をいう。	・都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設 ・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内(DID区域)かつ浸水継続時間が72時間以上の地域及び隣接する地域) ※1市区町村あたり10haまで	1/2	1/2	10	-	国土交通省	地方公共団体	62
経済被害の軽減	要配慮者利用施設(医療機関、社会福祉施設等)の浸水対策	交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	(1)対象事業 耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等 (2)対象施設 ・新産院、乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・児童厚生施設(児童館)・児童相談所一時保護施設・職員養成施設・自立援助ホーム・ファミリーホーム・一時預かり事業所・地域子育て支援拠点事業所・利用者支援事業所・子育て支援のための拠点施設・市区町村子ども家庭総合支援拠点・産後ケア事業を行う施設・こども家庭センター・児童支援センター・社会的養護自立支援拠点事業所・妊産婦等生活援助事業所・児童育成支援拠点事業所・子育て短期支援事業専用施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・居宅訪問型児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所・障害児相談支援事業所	定額 ※原則、 国1/2相当 (児童館は原則国1/3相当)	-	-	-	こども家庭庁	地方公共団体(都道府県、市区町村)	63
		交付金	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	(1)対象事業 耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等 (2)対象施設 ・保育園(認定こども園への移行に伴うもの)、認定こども園、小規模保育施設等 ※保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く	【私立】 1/2等 【公立】(幼稚園機能部分) 1/3等 【公立】(幼稚園機能部分) 1/2等	【公立】(幼稚園機能部分) 1/2等 【私立】(幼稚園機能部分) 1/4等 【公立】(幼稚園機能部分) 1/2等	-	-	こども家庭庁	地方公共団体(都道府県、市区町村)	64
	交付金	医療施設浸水対策事業	浸水想定区域等に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域等から移転することができない医療施設等が行う医療用設備や電気設備の移設や止水板等の設置等の浸水対策	水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること (1)止水板等の設置 建物内への浸水を有効に防止できる場所に止水板等(浸水に耐える材質で、取り外し、移動又は閉閉が可能なもの)を設置するものとする。 (2)医療用設備の移設 水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する想定浸水深(以下「想定浸水深」という。)、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する基準水位(以下「基準水位」という。))より高い位置に医療用設備(建物と一体化して整備を行う必要のある医療用設備に限る。)を移設するものとする。 (3)電気設備の移設 想定浸水深又は基準水位より高い位置に電気設備(受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等)を移設するものとする。 (4)排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置 建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するものとする。	0.33	-	-	-	厚生労働省	民間事業者	65	
	補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	(1)対象事業 障害者支援施設等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難を行うために必要な整備 (2)対象施設(対象区域内に所在する以下の施設) 障害者支援施設、職業紹介事業所、共同生活援助事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所、救護施設、更生施設、宿所提供施設、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設 ※対象区域(主なもの) ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第9条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する施設 ・水防法第14条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設等	1/2	1/4	1/4	1/4	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、指定都市、中核市)	66	
	交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(水害対策強化事業)	高齢者施設等における防災・減災対策を推進するため、高齢者施設等が行う水害対策に伴う改修等	原則、災害危険区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域に指定されている等、水害の発生が懸念される地域にある施設事業所を対象とする。	1/2、定額	1/4	1/4	1/4	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	67	
事業継続力強化計画認定制度	水道施設(浄水場等)の浸水対策	補助金	水道水源開発等施設整備費国庫補助金(水道施設機能維持整備費)	浸水想定区域等に位置し、浸水災害により給水停止となる恐れがある基幹となる浄水施設等に対して、浸水災害への対策工事として防水扉等を整備する事業	・資本単価が、水道事業90円/m以上、水道用供水給事業70円/m以上であること。 ・基幹となる浄水施設が、浸水想定区域内等に位置し、浸水災害により給水停止のおそれが高い場合に実施する浸水災害への対策工事等	1/3	2/3	-	-	国土交通省	地方公共団体	68
	中小企業防炎・減災投資促進税制	交付金	中小企業防炎・減災投資促進税制	中小企業が防災・減災の事前対策に関する計画策定支援	・事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者であること。 ・計画認定日から1年を経過する日までに、計画に記載された防災・減災設備を取得等し事業の用に供すること。	-	-	-	-	中小企業庁	民間事業者(中小企業・小規模事業者)	69

流域治水対策等の主な支援事業

内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所	
					国	都道府県	市町村	その他				
活かすグリーンインフラの活用	環境整備	交付金	統合河川環境整備事業 ※再掲	<ul style="list-style-type: none"> ・汚濁の著しい河川の水質改善 ・魚類の遡上・降下環境の改善※ ・自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生※ ・「水辺の乗校構想」又は「かわまちづくり計画」に位置づけられた河川管理施設の整備 ※貯留機能保全区域における取組も対象 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たすこと ・指定区内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての水質浄化を行う事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての水質浄化を行う事業等 ・指定区内の一級河川又は二級河川のうち、構断工作物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域※において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの ・指定区内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要とする区域※において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの ・民間事業者と連携する水辺の整備を行う事業のうち、指定区内の一級河川及び二級河川において、「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた河川管理施設の整備を行う事業 ・指定区内の一級河川及び二級河川において、「水辺の乗校構想」又は「かわまちづくり計画」に位置づけられた河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの ※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む。 	1/3 (沖縄1/2)	-	-	-	国土交通省	地方公共団体 (都道府県、市町村)	18※再掲
	グリーンファイナンス	補助金	グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業(環境保全対策関連部門)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動への適応、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン、サステナビリティボンド、また、同対象についてKPIを掲げるサステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローンの発行等への支援 ※地方自治体や企業の資金調達時に必要となる第三者評価費用等の補助を行うものであるが、申請者は資金調達者ではなく第三者評価機関等となる 	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達完了時点において、以下の①から③までを満たすグリーンボンド等であるものとす。 ① 1. グリーンボンド、グリーンローンの場合 調達資金の100%(サステナビリティボンドの場合は50%以上、かつソーシャルプロジェクトを含む場合は環境・社会面で重大なネガティブな効果がないもの)がグリーンプロジェクトに充当 かつ調達資金の金額又は件数の50%以上が国内脱炭素以外のグリーンプロジェクトに充当されるものであること 2. サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローンの場合 KPIについて国内脱炭素化以外の環境改善(気候変動適応、資源循環分野、生物多様性・自然資本分野等)に資するKPIが一つ以上含まれていること ② グリーンボンド等フレームワークがガイドラインに準拠すること ③ グリーンボンド及びサステナビリティボンドの発行においては、フレームワークを公表済みであること。補助金申請時に未公表の場合は、発行までに公表すること。 	3/10~6/10	-	-	3/10~6/10 (11-補助率1分を負担)	環境省	<補助先> 評価会社等民間事業者 <支援先> 地方公共団体、民間事業者等	70

利水ダム等における事前放流の更なる推進

○事前放流に伴う損失補填制度の拡充

- ・二級水系における事前放流を更に進めるため、二級水系における事前放流に伴い都道府県が行う損失補填について新たな地方財政措置を講じる

○税制の特例措置(固定資産税等)

- ・事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする特例措置等を創設する。

損失補填

令和3年度

○事前放流に伴う損失補填制度の拡充

- ・二級水系の管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置(措置率0.8)を講じる(一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様)。

税制の特例措置

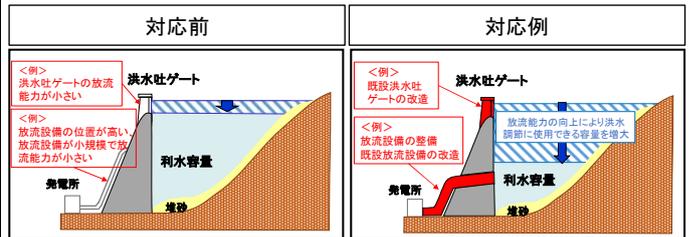
令和3年度

○固定資産税を非課税とする特例措置の創設

- ・民間事業者等が事前放流のために利水ダムの放流施設等を整備した場合に、当該施設の治水に関わる部分の固定資産税を恒久的に非課税とする特例措置を創設。

	河川管理者	ダムの管理者の区分	支援内容と国の負担
一級水系	国土交通省	直轄・水資源機構が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を国が補填(国10/10)
		利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を国が補填(国10/10)
	国土交通省(指定区間の管理を都道府県が実施)	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填(地方10/10、現在は国の支援無し)→特別交付税(0.8)【拡充】
		都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填(地方10/10、現在は国の支援無し)→特別交付税(0.8)【拡充】
二級水系	都道府県	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填(地方10/10、現在は国の支援無し)→特別交付税(0.8)【拡充】
	都道府県	都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を都道府県が補填(地方10/10、現在は国の支援無し)→特別交付税(0.8)【拡充】

※ 災害や災害関連事業等、住民生活を維持するため支出がやむを得ないものについては、特別交付税の措置率を0.8としている。



国営かんがい排水事業<公共>

<対策のポイント>

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良**を図ります。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合(10割【令和7年度まで】)
- 更新事業(機能向上を伴う事業地区を除く)の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を削減する地区の割合(10割【令和7年度まで】)

<事業の内容>

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

- ・ かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策の末端支配面積要件を緩和
- ・ かんがい排水事業において農道整備を実施可能に

※下線部は拡充内容

1. 一般型

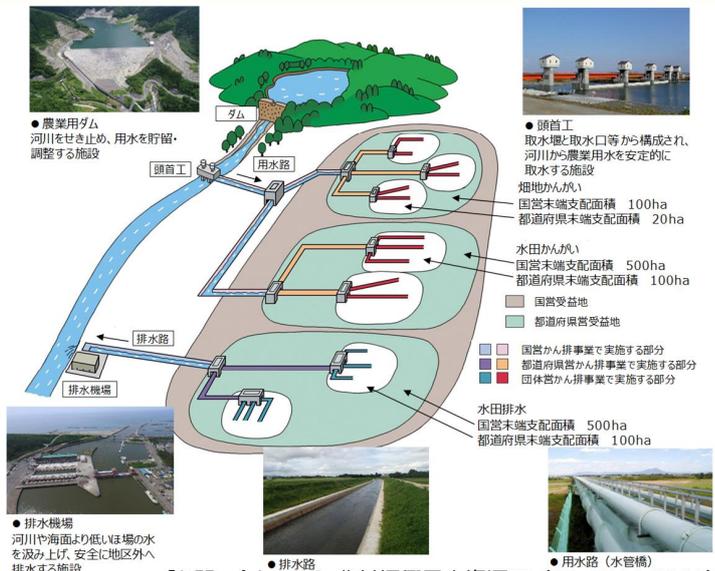
- ・ 地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用排水施設の整備
- 【実施要件】受益面積3,000ha以上 等

2. 特別型

- ・ 高収益作物の導入・転換に必要な汎用化・畑地化を行うための整備
- ・ 担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・ 治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行うための整備
- ・ 老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
- ・ 突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
- ・ 小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進

【実施要件】受益面積500ha以上 等

<事業イメージ>



<事業実施主体>

国(国費率:農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 等)

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-6744-2206)

農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設整備事業 <公共>

<対策のポイント>

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を推進します。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用水路等)の整備
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施します。
2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施します。
3. 農業用ダムの洪水調節機能の強化を含む流域治水対策の推進
①農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施します。
②田んぼダムに取り組み地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備します。
4. 脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して推進します。
【附帯事業】省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費
5. 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
①担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施します。
②作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施します。
③転作作物を導入した営農に必要な排水施設の整備等を実施します。 ※末端支配面積を緩和
【附帯事業】中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、作付転換に応じた促進費
6. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施します。
7. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定を実施します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農業農村整備事業における「田んぼダム」の取組の推進

<対策のポイント>

水田の落水口に流出量を抑制する堰板等をとりつけ、水田に降った雨を一時的に貯留することで、実施する地域や下流域の河川や水路における水位の急上昇を抑え、浸水被害リスクを低減させる「田んぼダム」の取組を推進します。

<事業の内容>

1. 「田んぼダム」の取組に対する支援

「田んぼダム」の取組を推進するため、調整活動や畦畔再構築等を定額で支援します。

【主な助成単価】 畦畔築立 14万5千円/100m、排水口整備 4万円/箇所

【対象事業】

農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、
国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 「田んぼダム」の効果発現に向けた支援

「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援します。

【対象事業】

水利施設整備事業（流域治水推進型）

【実施要件】

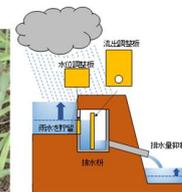
- ・ 「田んぼダム」の取組等を定めた計画を策定すること
- ・ 受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること

【対象地域】

- ① 流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの
- ② 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- ③ 地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置づけられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

<事業イメージ>

「田んぼダム」の取組



「田んぼダム」の導入・効果発現に向けた支援



基幹水利施設管理事業 <公共>

<対策のポイント>

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<事業の内容>

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成^{※1}し、施設機能の適正な発揮を確保します。

(※1 包括的民間委託の試行に係る調査、契約書類の作成等に要する費用及びその実施に係るかかり増し費用(定額)を含む。)

1. 一般型 (国庫補助率：30%、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設(は1/3)
【対象施設】ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

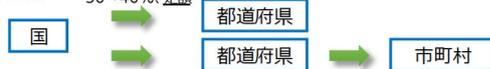
- 【実施要件】① 国により都道府県又は市町村へ管理委託されたものであること
② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000ha以上^{※2①}、畑を受益とするものにおいては300ha以上^{※2②}
(※2 地盤沈下地帯においては、①500ha以上、②100ha以上)
③ 非農地率がおおむね10%以上
④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

2. 特別型 (国庫補助率：1/3、平成7年度以前の採択地区は40%)

- 【対象施設】ダム、頭首工、排水機場、防潮水門
【実施要件】① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha以上
③ 非農地率がおおむね20%以上
④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

〔対象施設〕



(ダム)



(頭首工)



(排水機場)



(排水樋門)

〔補助対象内容〕



(地区の用水管理)



(ポンプの運転)



(ゲートの操作)



(水路の塵不除去)



(ポンプの点検整備)



(ゲートの塗装)

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3591-7073)

水利施設管理強化事業 <公共>

<対策のポイント>

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

1. 一般型 (国庫補助率：1/2 (①~④)、定額 (⑤))

【対象施設】 管理強化計画に基づき土地改良区等が管理する国営及び国営附帯県営造成施設

- 【対象経費】 ① 防災・減災機能を有する施設：洪水調節機能強化等を含む多面的機能発揮に対応した費用 (維持管理費の「0.75/1.75」相当)
② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用 (維持管理費の「0.6/1.6」相当)
③ 土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用
④ 管理水準向上のための技術的支援等に要する費用
⑤ 包括的民間委託の試行に係る調査、契約書類の作成等に要する費用及びその実施に係るかかり増し費用

2. 特別型 (国庫補助率：1/2)

【対象施設】 洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設 (1の対象施設を除く)

【対象経費】 流域治水の取組に要する費用

- ・治水協定ダムの事前放流、低水位管理
- ・ため池の低水位管理、水位計等による遠隔監視
- ・農業水利施設による地域排水 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>



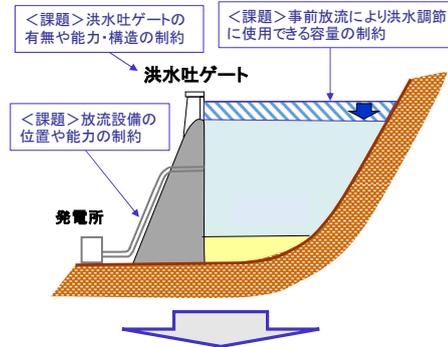
施設の役割に応じた支援



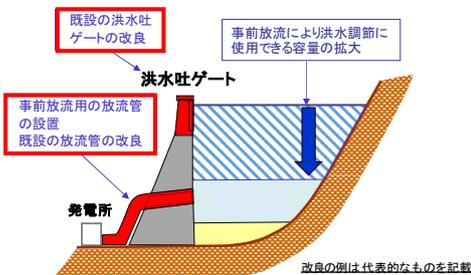
【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-6744-1363)

利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



改良の例は代表的なものを記載

【対象事業】

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

【補助対象事業者】

利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

【補助率】

補助対象経費の1/2以内とします。

ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

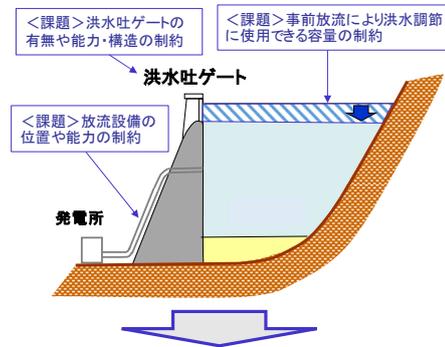
【事業採択手続き】

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

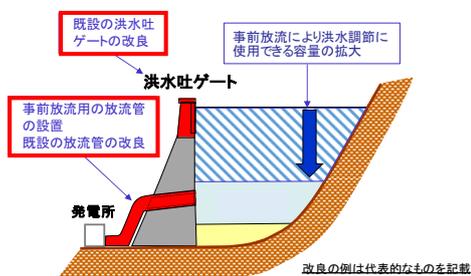
※予算の範囲内での事業採択となります

利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



改良の例は代表的なものを記載

【対象事業】

次に掲げる1～5の全ての要件に該当するものとする。

- 1 一級河川又は二級河川に設置された利水ダムにおいて、河川管理者（河川法第9条第1項の規定により河川を管理する者）が放流設備の整備等を行うものであること。
- 2 放流設備の整備等の対象となる利水ダム設置者※が本事業の実施に同意していること。
- 3 放流設備の整備等により、ダム下流河川の治水上の基準点等において、洪水量の低減効果が見込まれるものであること。
- 4 上記3の効果を見込むために必要な操作規則等を供用開始までに作成する見込みであること。
- 5 河川整備計画に当該事業が位置づけられていること。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

【補助対象事業者】

利水ダム設置者（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

【補助率】

	予算区分				
	右記以外	北海道	離島	奄美	沖縄
一級河川	1/2	2/3	-	-	-
一級河川(大規模改良工事)	5.5/10	7/10	-	-	-
二級河川	1/2	5.5/10	1/2	1/2	9/10

【事業採択手続き】

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります

農業競争力強化基盤整備事業のうち
農業競争力強化農地整備事業 <公共>

<対策のポイント>
 農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

<事業目標>
 ○ 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
 ○ 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. 農地整備事業**
 地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施
 - 2. 草地畜産基盤整備事業**
 草地に立脚した畜産経営の展開に必要な草地の基盤整備等を実施
 - 3. 農業基盤整備促進事業**
 畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施
- ※ **実施計画等策定事業（1の事業）**
 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定
- ※ 自動走行農機等に対応した省力化に資する基盤整備も実施可能（1～3の事業）
 ※ 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～3の事業）

<事業イメージ>

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手の農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

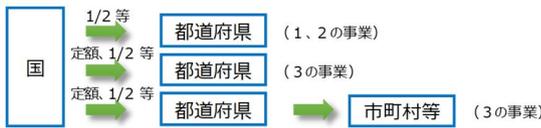


(事業前) 小規模で不整形な農地



(事業後) 大区画化・整形した農地

<事業の流れ>



暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農業競争力強化基盤整備事業のうち
農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共>

<対策のポイント>
 農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援**します。

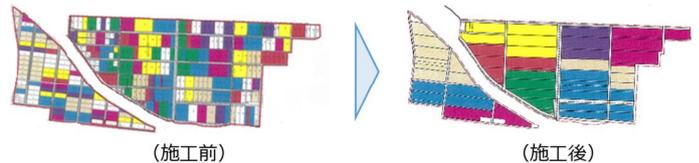
<事業目標>
 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

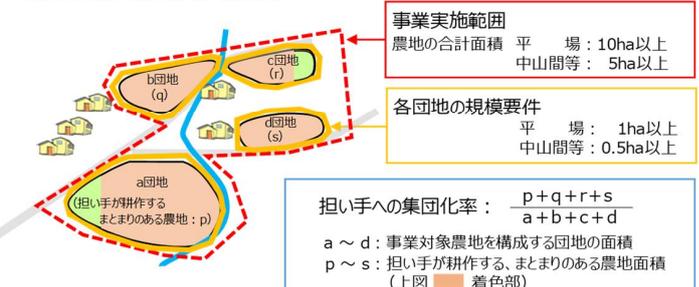
- 1. 農地整備事業（一般型、省力化整備型※）**
 【対象工程】 区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設等
 【附帯事業】 機構集積推進事業
 (推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付)
 - 2. 実施計画等策定事業**
 農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定
- 【実施要件】
 農地中間管理機構等：事業施行地域内農用地の全てで以下の①又は②を満たすこと
 ①機構が農地中間管理権を有する農地
 ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地
- 受益面積：10ha以上（中山間地域は5ha以上）
 農地中間管理機構等の期間：事業計画の公告日から15年以上あること
 集団化等：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化
 収益性の向上：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減等

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施。
 (機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



※省力化整備型については、中山間地域等人口減少が著しい地域のうち、過去の基盤整備等を契機に現行の実施要件を達成しており、かつ、更なる集積や保全管理コストの2割低減等の要件を満たす地区を対象に、畦畔拡幅や法面の緩傾斜化等省力化のための整備を支援。
 ※ 下線部は拡充内容



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

<対策のポイント>

中山間地域の特徴を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の一体的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特徴を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

- 1. 農業生産基盤整備**
 - 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
 - 国土保全のための農用地保全施設
 - 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等
- 2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）**
 - 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
 - 高収益作物の導入に必要な農業施設
 - 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源活用推進施設 等

【実施要件】

- 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で実施する場合は5ha以上）
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
 ※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農地耕作条件改善事業

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

- 1. 地域内農地集積型**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
- 2. 高収益作物転換型**
基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援します。
- 3. スマート農業導入推進型**
基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。
- 4. 病害虫対策型**
病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。
- 5. 水田貯留機能向上型**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。
- 6. 土地利用調整型**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）
 ※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用が可能（1、2の事業）
 ※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能（2の事業）
 （事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等
 【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援

高収益作物への転換に向けた取組支援

スマート農業導入の支援

「田んぼダム」の取組支援

病害虫対策

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

日本型直接支払のうち
多面的機能支払交付金

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円
 - ① 農地維持支払
 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
 - ② 資源向上支払
 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。
2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円
 交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地維持支払	資源向上支払
・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等 ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等	・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等 ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
 対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	④農地維持支払	⑤資源向上支払 (共同) ※1	⑥資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

- [5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用]
- ※1：②、③の資源向上支払は、④の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
 - ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
 - ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

【加算措置】

項目	都府県		北海道	
	田	畑	田	畑
多面的機能の更なる増進	400	320	400	320
多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	240	80	240	80
水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進	40	20	400	320
資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	400	320	400	320

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

国営農用地再編整備事業<公共>

<対策のポイント>

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国営緊急農地再編整備事業
 - ・基幹事業：区画整理
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
 - 【実施要件】 受益面積 400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上 等
2. 国営農地再編整備事業(中山間地域型)
 - ・基幹事業：区画整理、開畑、農地保全
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設
 - 【実施要件】 受益面積 400ha以上、中山間地域であること 等
3. 国営農地再編整備事業(次世代農業促進型)
 - ・基幹事業：区画整理
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
 - 【実施要件】 受益面積 400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること 等
4. 国営農地再編整備事業(草地整備型)
 - ・基幹事業：区画整理
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
 - 【実施要件】 受益面積 1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携 等

<事業実施主体>

国(国費率：農林水産省2/3、北海道75% 等)

事業実施前	事業実施後
<p>小區画で不整形な農地</p>	<p>農地の大区画化, 耕作放棄地発生防止</p>
<p>農地の大区画化・排水改良等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の大区画化や排水改良(地下かんがいシステムの導入等)を実施 	<p>産地収益力の向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進。 ○ 高収益作物への転換を促進
<p>地下かんがいシステムの導入</p>	<p>たまねぎの生産拡大</p>
	<p>キャベツの生産拡大</p>

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)

日本型直接支払のうち
中山間地域等直接支払交付金

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

＜事業の内容＞

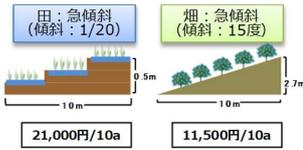
＜事業イメージ＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し**、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



【対象地域】中山間地域等 (地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組 (集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づき認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上) の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

森林整備事業 <公共>

＜対策のポイント＞

森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けた、**間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等の推進**に加え、花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等を推進**します。

＜事業目標＞

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施 (45万ha [令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均])
- スギ花粉の発生量の削減 (令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで])

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 間伐や再造林、路網整備等

- ① 省力化・低コスト化を進めつつ、**間伐や再造林等の適切な森林整備を推進**します。
- ② **林業適地等における林道の開設・改良等を推進**します。
- ③ 花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等を支援**します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、**重要インフラ施設周辺の森林等について、公的主体による復旧・整備を推進**します。
- ② 林道の強靱化に向け、防災上重要な**幹線林道の開設・改良・機能回復や林道施設の老朽化対策を推進**します。

間伐や再造林、路網整備等

＜林業適地等における対応＞

- 低コスト造林による再造林面積の確保
- 路網整備の推進により再造林等を後押し
- 森林資源の適正な管理

公益的機能の持続的発揮

＜花粉発生源対策＞

伐採・植替えの一貫作業等や林業専用道の開設・改良を支援

一貫作業の実施 | 林業専用道の改良 (のり面)

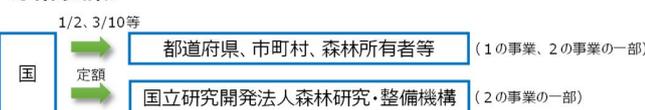
豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進

防災上重要な幹線林道について、排水施設の整備等の機能回復を支援

道路に近接する森林 | 奥地水源林 | 簡易な排水施設の整備

＜事業の流れ＞



※ 国有林においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】林野庁整備課 (03-6744-2303)

治山事業 <公共>

<対策のポイント>

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、令和6年能登半島地震・豪雨からの早期復旧に加え、地震の教訓を踏まえた津波避難路を保全する治山対策の強化等を図るとともに、豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施など、国土強靱化に向けた取組を推進します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落〔令和5年度〕→約60.5千集落〔令和10年度〕）

<事業の内容>

1. 令和6年能登半島地震・豪雨で発生した山地災害からの早期復旧

災害復旧事業に引き続き、大規模な崩壊地を面的に復旧するため、民有林直轄治山事業等による集中的な復旧整備を実施します。

2. 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進

- ① 多数の治山・地すべり防止施設の調査・点検が必要になったことを踏まえ、激甚災害に見舞われた地域において緊急的に実施する施設点検等を新たに支援します。
- ② 既存の治山施設の被災を伴う山地災害が多発したことを踏まえ、施設の復旧と崩壊地の復旧を一体的に進めるための支援メニューを追加します。
- ③ 津波避難路を保全するための予防治山対策を強化します。

3. 豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施

豪雨の激化を踏まえ、山地災害危険地区で発生した山火事跡地における防災林の造成と併せた治山施設の設置に係る支援を強化します。

※ このほか、土石流に対応した治山ダム等に異常堆積した土石や流木の緊急除去を、治山施設災害復旧事業で実施可能にします。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○能登半島地震の教訓を踏まえた治山対策の推進



能登半島地震で発生した多数の山腹崩壊



激甚災害後の治山施設の点検支援



津波避難路となっている山地の被災



予防治山対策による津波避難路の保全

○豪雨災害の激甚化に対応した治山対策の実施



森林の機能が低下した山火事跡地



治山ダムに異常堆積した土石・流木の除去

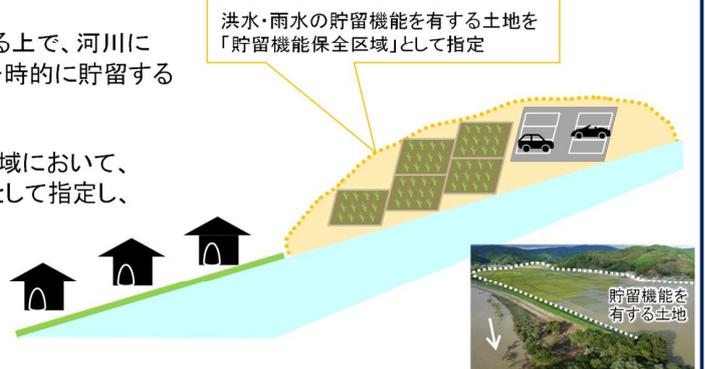
【お問い合わせ先】 林野庁治山課（03-6744-2308）

貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合における固定資産税等の特例措置を3年間延長する。

施策の背景

- 都市浸水の拡大を抑制し、流域内の治水安全度の向上を図る上で、河川に隣接する低地等(河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地)の区域の保全が重要。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された河川の流域において、洪水・雨水の貯留機能を有する土地を「貯留機能保全区域」として指定し、盛土等の貯留機能を阻害する行為を抑制。
- 区域指定に当たって必要な土地所有者の同意を得るための、インセンティブとなる負担軽減措置が必要。



(貯留機能保全区域のイメージ図)

(貯留機能を有する土地の例)

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、課税標準を3年間、2/3～5/6の範囲内において市町村の条例で定める割合とする(参酌基準:3/4)。

要望

現行の措置を3年間(令和7年4月1日～令和10年3月31日)延長する。

統合河川環境整備事業

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的とした以下の取組を「統合河川環境整備事業」（社会資本整備総合交付金の基幹事業）として支援
 (1) 汚濁の著しい河川の水質改善 (2) 魚類の遡上・降下環境の改善 (3) 自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生
 (4) 河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組と一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備

交付対象		総事業費
(1)汚濁の著しい河川の水質改善	・指定区間内の一級河川又は二級河川の水質浄化	要件なし
	・一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての水質浄化	要件なし
	・三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯に係る一級河川又は二級河川で、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において行う水質浄化	要件なし
(2)魚類の遡上・降下環境の改善	・指定区間内の一級河川及び二級河川のうち、 横断工物物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域※ における魚道の整備	三億円以上
(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生	・指定区間内の一級河川及び二級河川のうち 従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要なとする区域※ における自然環境の保全・復元	三億円以上
(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組と一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備	・民間事業者と連携する水辺の整備を行う事業のうち、指定区間内の一級河川及び二級河川において、「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた河川管理施設の整備	要件なし
	・指定区間内の一級河川及び二級河川において、「水辺の楽校構想」又は「かわまちづくり計画」に位置づけられた河川管理施設の整備	三億円以上

事業イメージ



※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む

事業の実施主体：都道府県、市区町村

国費率注)：内地、北海道、離島(その他) 1/3 沖縄 1/2

注1)一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化において、国は、対象事業について、都道府県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の3分の1を負担する旨の費用負担協定を締結している時に、事業費の3分の1を都道府県に対して交付するものとする。

注2)国は、指定都市の長又は市区町村長が施行主体である場合には、都道府県が指定都市又は市区町村に対し事業費の3分の1を補助する時に、当該指定都市又は市区町村に対し3分の1を交付するものとする。

特定都市河川浸水被害対策推進事業

事業制度の概要等

特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において、流域水害対策計画の策定又は変更を行い、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域における浸水被害の防止のための河川の整備、雨水貯留浸透施設整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することにより、早期に治水安全度の向上を図るものである。

・特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において実施する、以下のいずれかの要件に該当するもの。

- (1) 令和9年度までに新たに流域水害対策計画を策定するものであること。
- (2) 特定都市河川に指定済みの河川であって、令和9年度までに流域水害対策計画を変更するものであること。

・特定都市河川流域において、関係者合意形成を図り、具体的な流域対策を実施するための次の(1)又は(1)及び(2)に該当する調査及び検討等であって流域水害対策計画策定後5年以内に関係者との協議が完了すると見込まれるもの。

- (1) 雨水貯留浸透施設の整備、浸水被害防止区域の指定、貯留機能保全区域の指定等の流域対策の具体化に向けて、河川管理者又は地方公共団体が実施する調査及び検討
- (2) (1)で検討される流域対策と一体となって、その効果を一層高めるために必要な、避難計画の策定、浸水センサ・水位計の設置等の被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

・流域水害対策計画で定められた次の(1)から(5)のいずれかに該当する事業で、概ね10年以内に完了するもの。

- (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川において実施する河川改修事業
- (2) 地方公共団体又は民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの。

なお、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合は、雨水貯留浸透施設整備計画に位置づけられた施設の整備に限る。

- イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業
- ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業

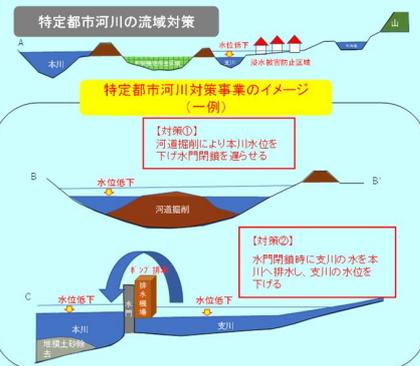
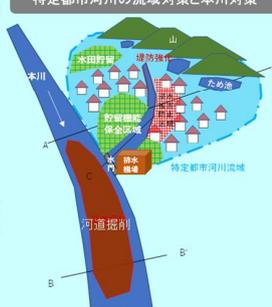
- (3) 地方公共団体又は民間事業者等が浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤を整備する事業
- (4) 地方公共団体が貯留機能保全区域の指定と併せて、区域内の早期排水を目的として排水施設を整備する事業

なお、排水施設については、原則、固定式排水施設とし、移動式排水施設の方が経済的であることが見込まれる場合は、移動式排水施設の整備ができるものとする。

- (5) 宅地かさ上げ等もしくは家屋移転する事業

(1)河川改修事業整備イメージ

特定都市河川の流域対策と本川対策

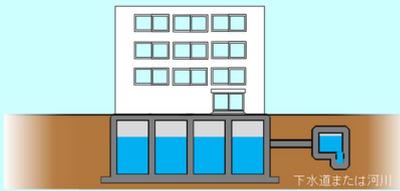


特定都市河川浸水被害対策推進事業

事業制度の概要等

(2) 雨水貯留浸透施設整備イメージ

1) 貯留・浸透機能を持つ施設の整備



例：地下貯留施設の整備

2) 既設の調整池、池沼又は溜め池の改良



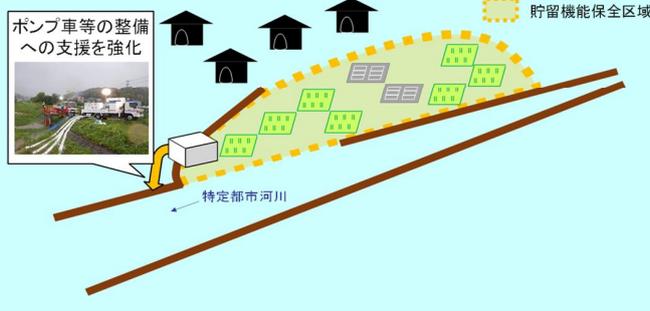
例：調整池の整備・改良

(3) 貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の整備イメージ



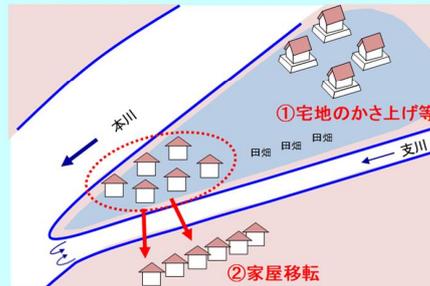
(4) 貯留機能保全区域の指定と併せた排水施設の整備イメージ

○貯留機能保全区域における貯留後の早期排水の支援



(5) 宅地かさ上げ等もしくは家屋移転イメージ

○貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域内の宅地かさ上げ等もしくは家屋移転の支援(なお、詳細な運用については、別途定めるものとする)



※防護対象の住戸10戸以上、ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸10戸以上かつ移転住戸5戸以上とする。

防災・安全交付金 流域貯留浸透事業

目的

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進すること

要件(要約)

一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方機能をもつ施設の整備等を地方公共団体が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかの要件に該当するものをいう。

- ① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地を500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。
ただし、次のいずれかの要件に該当するものについては、複数の施設で500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
(ア)三大都市圏の既成市街地(近畿圏にあつては既成都市区域)及び人口密度が4,000人/km²以上の指定都市
(イ)100mm/h安心プランに登録された地域(令和5年度までに登録された地域に限る。)
(ウ)内水被害等軽減対策計画(暫定版)に記載された地域又は内水被害等軽減対策計画に登録された地域
- ③ 新規の住宅開発において対象施設を、一団地内における対象施設を合わせた規模及び能力が①と同等の貯留・浸透機能を持つ構造とする事業
- ④ 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設(地方公共団体と当該民間の施設の管理者との管理協定の締結により、貯留・浸透機能を適切に維持・保全できる場合に限る。)を改良する事業で、3,000m³以上(総合治水対策特定河川となる河川)の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000 m³以上の治水容量及び必要に応じて環境容量(治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る。)を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの
また、当該河川の流域(当該河川の流域面積が7km²以下である流域内の区域)において、複数の溜め池を合わせた規模が3,000m³以上(総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るもの)にあつては1,000m³以上の治水容量を確保(ただし、事業着手から3ヶ年以内に完了するものに限る)するもの

留意事項

- ・特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100mm/h安心プラン、内水被害等軽減対策計画又は流量分担計画(一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。)と整合が図られたものとする。なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体と協議して定めることとする。
- ・貯留浸透施設は、対象施設又は調整池等の所有者に帰属するものとする。
- ・貯留浸透施設について、その機能を維持し、保全するための管理は当該貯留浸透施設を整備した地方公共団体が行う。
- ・貯留浸透施設管理者は、貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため貯留浸透施設の管理に関し、対象施設又は調整池等の管理者と管理協定を締結すること等により、適正な管理を行わなければならない。
- ・流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調整池等の管理者に委託することができる。

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の延長(固定資産税)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設。(令和3年度より)

施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンなケース



地下貯留のケース

特例措置の内容

内 容

【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、**新たな制度**※に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、課税標準を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

※改正後の特定都市河川浸水被害対策法第11条に基づく認定制度

期 間

令和3年度より3年間の特例措置を創設。令和6年度より特例措置を3年間延長(～令和9年3月31日)。

新世代下水道支援事業制度

- 近年下水道の役割として新たに求められている良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等を積極的に果たしていくことを目的とした事業制度
- 「水環境創造事業」及び「機能高度化促進事業」により構成(過去の「リサイクル推進事業」は平成30年度より、「水環境創造事業—水循環再生型」のうち下水処理水・雨水の再利用に関する事業については令和2年度より、「下水道リノベーション推進総合事業」に移行し、引き続き支援)

交付対象事業(水環境創造事業)

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

- 下水道事業と河川事業等とが連携・共同して行う、下水処理水の上流還元や小規模な下水処理施設設置による河川等の流量の確保等を目的とした下水管渠の設置等
- 雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置
- せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の整備

(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

雑排水又は初期雨水による汚濁負荷を収集、貯留、処理、浸透するための管渠施設、ポンプ施設、貯留施設、処理施設及び浸透施設の整備



各戸貯留浸透施設(支援対象)のイメージ

留意事項

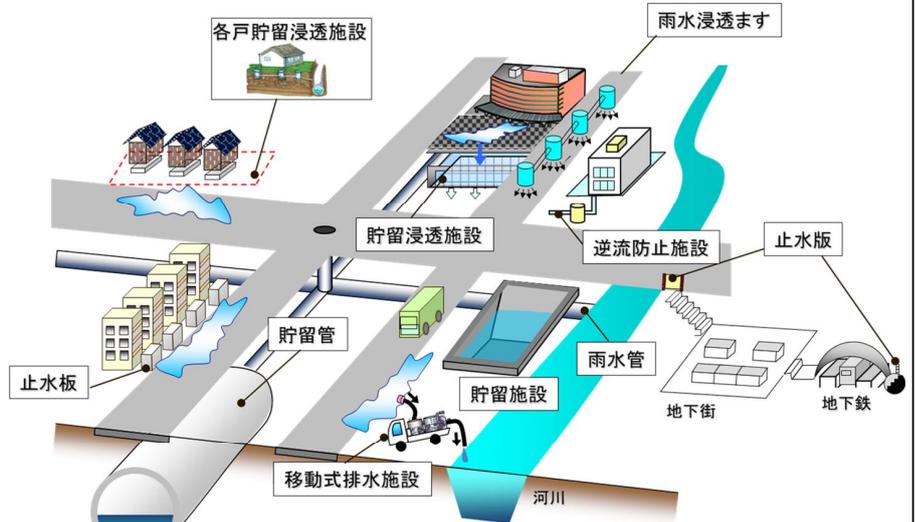
- 水環境創造事業水循環再生型の個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理を実施すること

下水道浸水被害軽減総合事業

- 浸水被害の最小化を図るため、貯留浸透施設等のハード対策に加え、関係住民等による自助の取組及び効率的に自助の取組を導くためのソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進するための事業制度(令和元年に効率的雨水管理支援事業と統合)

交付対象事業(浸水被害軽減型)

- ① 一定規模以上の下水排除面積を有する貯留浸透・排水施設(ただし、特定都市河川流域については下水排除面積によらない)
- ② 下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ③ 移動式排水施設
- ④ 樋門等操作の自動化・無動力化・遠隔化
- ⑤ ポンプ施設の耐水化
- ⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する浄化槽、雨水貯留浸透施設及び附帯の配管
- ⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設



下水道浸水被害軽減総合事業(浸水被害軽減型)のイメージ

※令和6年度より、内水被害等軽減対策計画として認定された地区を下水道浸水被害軽減総合事業の地区要件に追加

頻発する内水被害への対策強化

- 内水被害の蓋然性が特に高い地域を対象に、中小河川流域における内水被害等を軽減することを目的として、ハード・ソフトの事業をパッケージ化し、対策を加速化する「内水被害等軽減対策計画」に係る制度を創設。
- 雨水貯留や土地利用の工夫等の流域対策と、河川・下水道の内水対策等を一体的に実施。

現状

- ・ 降雨による河川の増水により、市街地の排水機能が十分に発揮されないことによる内水被害が全国各地で発生しており、今後、気候変動の影響により内水被害の拡大が懸念。
- ・ これまでは、被災した地域を中心に、各施設管理者が各々対策を実施しており、地域における一体的な対策効果の発現が困難だった。
- ・ 今後は、事前防災としての対策も含め、各施設管理者が一体となり対策を進めていくことが重要であり、現状の河川や下水道の整備とともに、まちづくり、「田んぼダム」等、あらゆる取組と連携する仕組みが必要。



令和5年7月の大雨(秋田県秋田市)

今後の取組

- ・ 特に内水被害の蓋然性が高い地域の対策を進めるため、対策の目標とする降雨を設定し、「田んぼダム」の取組、土地利用の工夫等の流域対策と一体的に実施する、下水道事業の対策強化及び本川・支川の河川整備の強化、雨水貯留浸透施設等の整備等の個別の事業をパッケージ化した事業計画を都道府県等が主体に作成し、内水被害軽減に向け事業を推進。

【事業プロセス】

- 対象地域の選定
「下水道整備、河川改修及び内水ハザードマップ作成等」に加え、「田んぼダム」の取組、土地利用の工夫、ソフト対策等を一体的に進めようとする地域
【実施主体】都道府県
- 内水被害等軽減対策計画【暫定版】の提出
【策定主体】都道府県、市町村等(下水道管理者) + α
※暫定版:対象地域、連携するハード・ソフト事業、実施主体を整理したもの
- 内水ハザードマップの作成 ※1
【実施主体】市町村
- 内水被害等軽減対策計画の詳細検討 ※1
(目標、事業期間、ハード、ソフトの具体的な役割分担)
【実施主体】都道府県、市町村等(下水道管理者) + α
- 内水被害等軽減対策計画の認定
【認定者】水管理・国土保全局長
- 内水被害軽減に向け、「内水被害等軽減対策計画」の推進
※1は検討済みの場合は省略可

新規事項

- 内水被害等軽減対策計画に基づく事業を支援し、内水被害対策を推進。
事業主体: 地方公共団体(都道府県等)
拡充内容: 内水被害等軽減対策計画に位置づけた必須事業について予算を重点化。また、当該計画に基づき実施する流域貯留浸透事業(交付金事業)の現在の交付要件について、500m³以上の貯留機能を持つ施設とされているところ、複数の施設で500m³以上に要件を緩和。さらに、下水道浸水被害軽減総合事業(交付金事業)の地区要件に、内水被害等軽減対策計画として認定された地区を追加。

内水被害等軽減対策計画の例(あらゆる事業をパッケージ化)

- 【下水道整備】例: 下水道浸水被害軽減総合事業 ※2
- 【河川改修】例: 広域河川改修事業、流域貯留浸透事業 ※2
- 【ソフト対策】例: 内水ハザードマップの作成
- 【ソフト対策】例: 情報基盤整備事業 ※2 適用範囲を拡充

下記のいずれかの事業と連携

- ハード**
 - ・ 防災まちづくりや住まい方の工夫に関する事業
 - ・ 「田んぼダム」のための水田整備等に関する事業 など
- ソフト**
 - ・ 浸水リスクの高い地域の災害危険区域等の土地利用の工夫
 - ・ 内水被害等軽減対策計画完了後の特定都市河川指定 など

必須

- 測量設計費
- 工事費等

○ 内水被害等軽減対策計画に位置づけられた必須事業は、重点配分等の予算的支援。
 ○ 5年程度を目途に全国の内水被害常襲地域の被害軽減を図る。

100mm/h安心プランの概要

- ▶ 従来の計画降雨を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、住民が安心して暮らせるよう、関係分野の行政機関が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画を「100mm/h安心プラン」とする。
- ▶ 策定主体は市町村および河川管理者、下水道管理者等とし、水管理・国土保全局長において登録を行う。
- ▶ 登録した地域について、流域貯留浸透事業の交付要件を緩和することにより、計画的な流域治水対策の推進を図る。

●対象地域

河川事業および下水道事業が実施されている**住宅地や市街地の浸水被害を軽減**を図る地域

●計画策定主体

市町村および河川管理者、下水道管理者(必須) 住民(団体)や民間企業等(任意)



期待される効果

- 河川や下水道等の連携により一層の効果的な整備が可能
- 登録、公表等により一層の整備推進等が見込まれる
- 住民等の参加により、地域の防災への意識が高まる



流域治水型災害復旧制度の概要

- 災害復旧事業においても、流域治水の考え方にに基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、流域全体で水災害リスクを低減する対策を推進。
- 本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、遊水機能を確保しつつ、早期に浸水被害の軽減が可能な輪中堤や遊水地の整備を災害復旧事業として実施可能(流域治水型災害復旧制度)。



被災水位に対応して **堤防の嵩上げ、引堤、河道掘削** により背後地全体の浸水を防ぐ (災害復旧事業又は改良復旧事業で実施)



下流への負荷を考慮した追加対策 を実施 (追加の河川事業で実施)

制度概要

- 河川整備計画に対策が記載されていることや浸水を許容する区域を浸水被害防止区域等に指定すること等を条件に、**災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策(輪中堤、遊水地の整備)が実施可能。**
- また、**輪中堤、遊水地を実施する箇所も査定設計委託費補助の対象。**

流域治水型災害復旧制度



輪中堤又は遊水地の整備により、**遊水機能を確保しつつ家屋浸水を防衛**



下流における改修を待つことなく、**速やかに被災箇所の再度災害防止を実現**

査定設計委託費補助 査定設計書を作成するための調査、測量、設計等に要する経費を補助【補助率：1/2】

災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去

○ 遊水地で洪水貯留を行ったのち、土砂等※が遊水地内に堆積し、洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合には、早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として堆積土砂等の撤去が可能。

※土砂等: 土砂、流木、塵芥

背景・課題

- 洪水貯留後に遊水地内に土砂堆積等が発生した場合、施設管理者が自ら土砂等を撤去。
- 堆積土砂の撤去に時間を要する場合は、次期洪水に対して洪水調節機能の低下が懸念。
- 河川維持管理予算や、施設管理者による費用負担には限界があり、迅速な土砂撤去が困難であることから、激甚化・頻発化する洪水に対応できないおそれ。



【遊水地への湛水状況(令和4年8月4日)】



【遊水地内の堆積事例】

制度概要

○ 遊水地における洪水貯留後に堆積した土砂等の撤去を、災害復旧で実施可能とする。

対象: 河川管理者(国、都道府県等)

内容: 土砂等の堆積により遊水地の洪水調節機能や施設機能(水門や排水路等)を阻害する場合に、当該土砂等の撤去を災害復旧事業として実施可能



国営総合農地防災事業<公共>

<対策のポイント>

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積(約21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

- 1. 農業用排水施設の機能回復**
湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。
- 2. 農業用排水施設の豪雨災害対策**
豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。
- 3. 農業用排水施設の耐震化対策**
大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用排水施設の耐震化対策を推進します。
(耐震化対策と一体不可分な更新整備を実施可能とします。)
- 4. 防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策**
大規模優良農業地域において、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策等を行います。
[令和12年度まで]

【実施要件】受益面積3,000ha以上、
末端支配面積300ha以上(ただし、畑については100ha以上)等

<事業イメージ>



<事業実施主体>

国(国費率: 農林水産省2/3、北海道75%) ※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

農村地域防災減災事業 <公共>

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

浸水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）**
 - 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等
- 2. 農業用施設等の整備（整備事業）**
 - 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
 - 浸水防除を行う事業において、畑を対象とする場合の、受益面積要件を引き下げ

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課（03-6744-2210）

農業水路等長寿命化・防災減災事業

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

<事業目標>

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha〔令和7年度まで〕）
- 浸水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

- 1. きめ細かな長寿命化対策**
 - 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管理のICT活用などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
 - ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。
- 2. 機動的な防災減災対策**
 - 災害の未然防止に必要な施設整備（湧水時の用水補給のためのポンプ設置等を含む。）、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止等の防災減災対策を支援します。
 - ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
 - 単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。
 - 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。
- 3. ため池の保全・避難対策**

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。
- 4. 施設情報整備・共有化対策**

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

施設情報整備・共有化対策

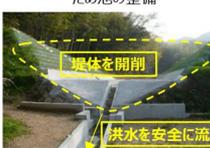


施設情報等のGIS化

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地バトロール

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
 防災課 (03-6744-2210)
 設計課 (03-6744-2201)
 地域整備課 (03-6744-2209)

【海岸事業(交付金)】

高潮対策事業

事業目的

国民経済上、及び民生安定上重要な地域において、高潮、津波、波浪による浸水災害を未然に防ぐことにより、国土の保全に貢献します。



堤防整備状況



消波ブロック整備状況

事業内容

【事業内容】
 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態および背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う事業。

【事業実施主体】
 海岸管理者

- 【主な事業の要件】
- (1) 高潮・波浪・津波による被害が発生するおそれのある海岸であり、1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上であること。
 - (2) 総事業費は以下のとおりであること。
 離島、奄美、北海道、沖縄：5千万円以上
 内地：1億円以上

【補助率】
 1/2 (内地)、11/20 (北海道、離島)、2/3 (奄美)、9/10 (沖縄)、
 2/5* (市街地、都市) ※国土交通省所管事業のみ

【海岸事業(交付金)】

侵食対策事業

事業目的

国民経済上、及び民生安定上重要な地域において、波浪等による海岸の侵食等を未然に防ぐことにより、国土の保全に貢献します。



緩傾斜護岸の整備状況



離岸堤の整備状況



ヘブランドの整備状況

事業内容

【事業内容】
 波浪等による海岸の侵食等の被害が発生するおそれのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う事業

【事業実施主体】
 海岸管理者

- 【主な事業の要件】
- (1) 侵食等の被害が発生するおそれのある海岸であり、1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上であること。
 - (2) 総事業費は以下のとおりであること。
 離島、奄美、北海道、沖縄：5千万円以上
 内地：1億円以上

【補助率】
 1/2 (内地)、11/20 (北海道、離島)、2/3 (奄美)、9/10 (沖縄)

【海岸事業(交付金)】

海岸耐震対策緊急事業

事業目的

堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生後の堤防・護岸の防護機能低下による浸水被害から人命や資産の防護を図ることに貢献します。



事業内容

【事業内容】
 一連の防護区域に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する事業

- (1) 堤防・護岸等の耐震性能調査
- (2) 堤防・護岸等の耐震対策

【事業実施主体】
 海岸管理者

- 【主な事業の要件】
- (1) 対象地区
 一連の防護区域に地域中枢機能集積地区(背後地に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署・病院等)がある地区等)を有する海岸で、以下のいずれかに該当すること。
 ① 期望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸
 ② 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸
 - (2) 事業計画
 ① 海岸管理者は事業着手から5年以内に成果目標の達成が見込まれる海岸耐震対策緊急事業計画(耐震性能調査を除く)(以下「事業計画」という。)を作成する。
 ② 成果目標を定めるにあたり、一連の防護区域にかかる関係機関との連携や防護区域内のソフト対策との連携等について検討を行う。
 - (3) 事業規模
 事業計画に位置づけられた海岸毎の総事業費が以下のとおりであること。
 ① 都道府県が行うもの：5千万円以上
 ② 市町村が行うもの：2千5百万円以上

【補助率】
 1/2 (内地)、11/20 (北海道、離島)、2/3 (奄美)、9/10 (沖縄)

【海岸事業(交付金)】

津波・高潮危機管理対策緊急事業

事業目的

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行うことにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進します。



事業内容

- 【事業内容】
 一連の防護区域を有する海岸において海岸管理者が作成する津波・高潮危機管理対策事業計画に基づき、以下の対策を総合的に実施
 ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
 ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破綻防止、局所的な堤防未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
 ③ ソフト対策(津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等)
 ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報システムの整備
 ⑤ 津波防災ステーションの整備
 ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
 ⑦ 避難用通路の設置(堤防スロープ等)
 ⑧ 漂流物防止施設の整備
 ⑨ 水門等の整備・運用計画策定支援(計画策定に要する調査を含む。)
 ⑩ 海岸保全基本計画の変更支援(海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等)

【事業実施主体】
 海岸管理者

- 【主な事業の要件】
 次の(1)～(5)の条件を満たす海岸であること。(⑨の事業内容に関しては、(1)の要件を満たすものとし、③のソフト対策のうち、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び⑩の事業内容に關してはこの限りではない)
 (1) 以下のいずれかに該当する海岸であること。
 ① 大規模な地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸。
 ② 期望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸。
 (2) 事業着手から5年以内に、整備目標の達成が見込まれること。
 (3) 津波・高潮危機管理対策事業計画が策定され、当該事業計画に従って実施されること。
 (4) ③のソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費のおおむね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。
 (5) 事業計画の総事業費が以下のとおりであること。
 都道府県が行うもの：5千万円以上
 市町村が行うもの：2千5百万円以上

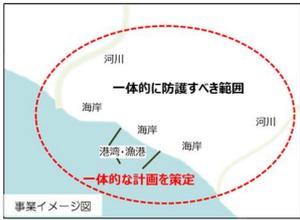
【補助率】 1/2、2/3*
 ※南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難対策としての管理用通路の整備及び避難路の設置(堤防スロープ等)

【海岸事業(補助金)】

海岸保全施設整備連携事業

事業目的

大規模地震や高潮の発生の危険性が高く重要な背後地を抱え、河川改修や港湾整備等の異なる事業との計画的な連携が必要な箇所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波・高潮対策等を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人命・資産の防護を図ります。



【事業内容】

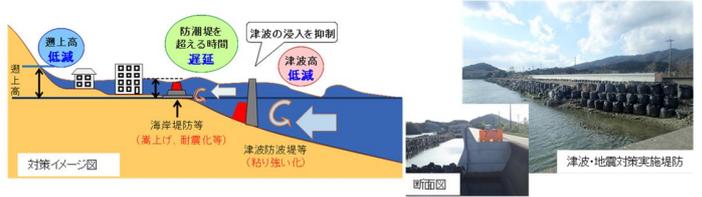
南海トラフ地震等の大規模地震の発生リスクが高い地域、または、ゼロメートル地帯等で高潮にきな被害が発生するおそれの高い地域において、近接する河川事業や港湾事業等と連携してより大背後地を守る事業。
 【事業実施主体】
 海岸管理者
 【主な事業の要件】
 (1)以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域(海水の侵入により浸水するおそれがある区域)に地域中枢機能集積地区(背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察署、消防署、病院等)がある地区等)を有すること。
 (ア)東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがある地域
 (イ)朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害の恐れがある地域
 (2)事業間連携計画、海岸保全施設整備連携事業計画(以下、事業計画という。)が策定されていること。
 (3)事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。
 離島、奄美、北海道、沖縄：5千万円以上
 その他：1億円以上
 【補助率】
 1/2(内地)、11/20(北海道、離島)、2/3(奄美)、9/10(沖縄)、2/5*(市街地、都市) ※国土交通省所管事業のみ

【海岸事業(補助金)】

津波対策緊急事業

事業目的

津波到達までの予想時間が短く重要な背後地を抱え、津波避難に資するソフト対策に取り組む箇所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波対策を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人命・資産の防護を図ります。



【事業内容】

警戒避難体制の整備等のソフト対策と併せて行われる避難に資するハード対策(海岸堤防等の嵩上げや耐震化、粘り強い化等)について、計画的かつ集中的に実施する事業。
 【事業実施主体】
 海岸管理者
 【主な事業の要件】
 (1)東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、津波到達までの予想時間が短く、甚大な浸水被害のおそれがあり、かつ、一連の防護区域(海水の侵入により浸水する恐れがある区域)に地域中枢機能集積地区(背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察署、消防署、病院等)がある地区等)を有すること。
 (2)1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上の海岸であること。
 (3)津波対策緊急事業計画(以下、事業計画という。)が作成されていること。
 (4)事業計画に位置付ける総事業費が4億円以上であること。
 (5)以下のいずれかに該当する津波避難に資するソフト対策の取組と一体となって取り組む対策であること。
 ア 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること。
 イ 津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域又は津波災害特別警戒区域が指定されていること又は指定されることが確実であること。
 【補助率】
 1/2(内地)、11/20(北海道、離島)、2/3(奄美)、9/10(沖縄)、2/5*(市街地、都市) ※国土交通省所管事業のみ

【海岸事業(補助金)】

海岸メンテナンス事業

事業目的

戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策(これに伴う改良や更新を含む。)または施設機能の向上を図る整備を実施し、計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命・資産の防護を図るとともに、現場ニーズに合った新技術等の活用による維持管理・更新等の高度化・効率化を進めます。



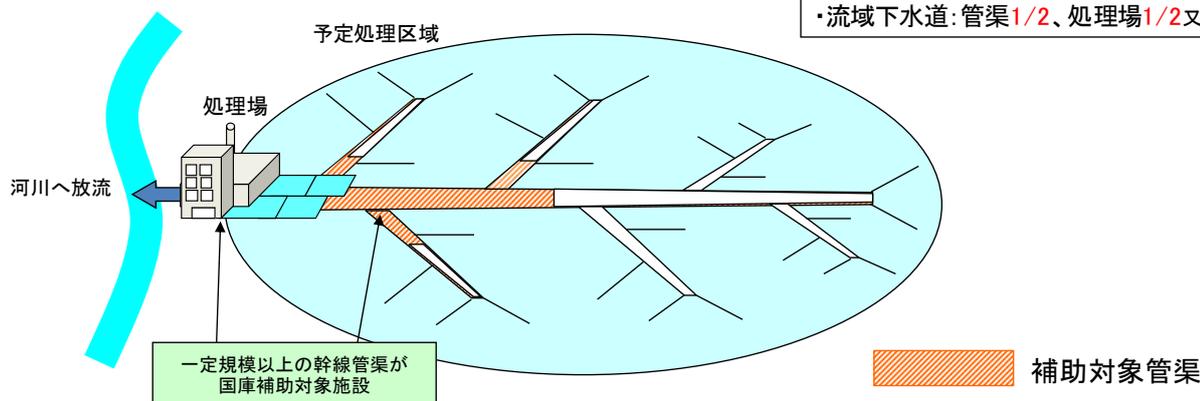
【事業内容】

海岸堤防等の点検結果を踏まえ策定される長寿命化計画に基づき実施される老朽化対策(これに伴う改良や更新を含む)に対し、新技術等を活用することでコスト削減を図るとともに計画的かつ集中的な実施を推進するための事業。
 【事業実施主体】
 海岸管理者
 【主な事業の要件】
 (1)長寿命化計画の策定又は変更
 以下の①、②のいずれかの要件を満たすこと。
 ①海岸堤防等を有しない沖合施設の長寿命化計画で令和7年度までに策定されるもの又は既に策定されている長寿命化計画で、沖合施設の追加を反映させて、令和7年度までに変更されるものであること。
 ②既に策定されている長寿命化計画であって、令和7年度までに水門、陸間等の統廃合又は新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト削減効果を追加して変更されるものであること。
 (2)老朽化対策等
 以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。
 ①長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。
 ②維持管理費用の見通し、コスト削減内容および新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。
 ③老朽化等により機能が確保されていないまたは機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。
 ④海岸メンテナンス事業計画(以下、事業計画という。)が策定されていること。
 ⑤事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。
 (ア)都道府県が行うもの 5千万円以上
 (イ)市町村が行うもの 2千5百万円以上
 【補助率】
 1/2(内地)、11/20(北海道、離島)、2/3(奄美)、9/10(沖縄)、2/5*(市街地、都市) ※国土交通省所管事業のみ

通常の下水道事業

- 公共下水道の補助対象は、下水道法施行令において「**主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用**」と規定
- 主要な管渠の範囲は、市町村の規模ごとに、雨水に係る管渠の場合、その口径と受け持つ下水排除面積の大きさ、汚水に係る管渠の場合、その口径と下水排除量の大きさに基づいて設定（告示により具体的な範囲を決定。）。
- 告示の「別表」においては、合流式、分流汚水、分流雨水ごとに、市町村の規模に応じて、主要な管渠の範囲を設定（都市の規模が小さくなるほど補助対象範囲が広くなるように設定。）。

補助対象範囲のイメージ



都市水害対策共同事業

- 内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用を実施するための事業制度

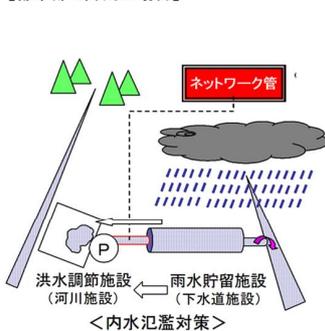
交付対象事業

① ネットワーク化施設

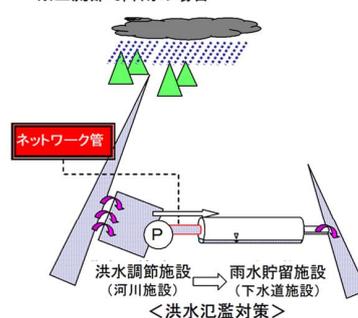
下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管渠及び相互に排水するために必要なポンプ等の施設

② その他共同で施設を利用するために必要な施設

【都市部で降雨の場合】



※上流部で降雨の場合



都市水害対策共同事業のイメージ

留意事項

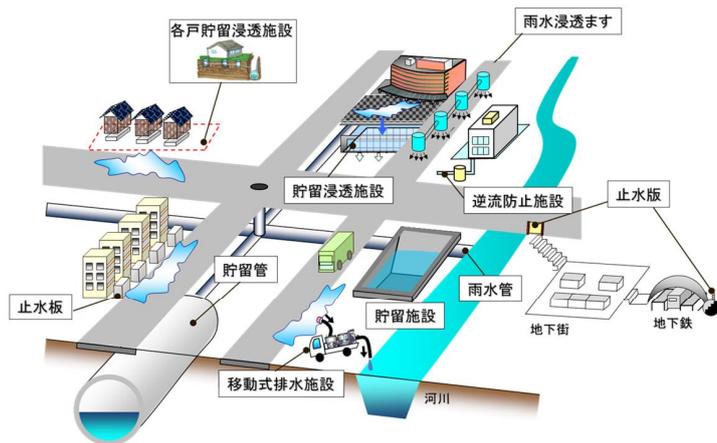
- 以下のいずれにも該当していることが必要
 - ① 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること
 - ② 下水道管理者と河川管理者との間で相互の合意がなされていること又はなされることが確実と見込まれること
 - ③ 本事業の実施に当たり下水道管理者と河川管理者の間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること

下水道床上浸水対策事業

- 駅の周辺地区に代表される浸水被害のリスクが高い都市機能集積地区で、大規模な床上浸水被害が発生した地区等の浸水被害の防止・軽減を図るため、下水道による浸水対策を計画的・集中的に実施する個別補助制度

補助対象範囲

- 社会資本整備総合交付金の「下水道浸水被害軽減総合事業」の基幹事業と同様（雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など）



下水道床上浸水対策事業の対策イメージ

採択要件等

- 駅周辺地区に代表される都市機能が集積する地区で、過去概ね10年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区
 - ・過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が延べ200戸以上発生した地区
 - ・内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区
- 事業期間が概ね5年以内

事業間連携下水道事業

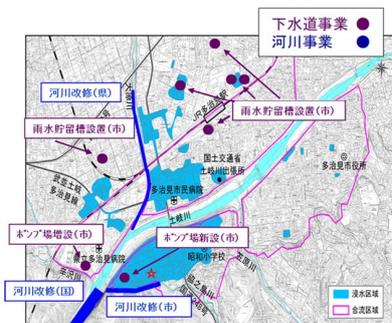
- 内水浸水の実績がある地区、内水浸水による重要施設の被害が想定される地区の浸水被害の防止・軽減を図るため、河川事業と一体的に行う下水道による浸水対策を計画的・集中的に実施する個別補助制度

補助対象範囲

- 社会資本整備総合交付金の「下水道浸水被害軽減総合事業」の基幹事業と同様（雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など）

(概要)

- ・浸水対策として雨水貯留施設やポンプ場等の整備を実施するとともに、受け皿となる河川の改修を実施。ハザードマップ作成等のソフト対策も実施



事業間連携下水道事業の対策イメージ(庄内川水系土岐川での連携事例)

採択要件等

- 河川事業と連携しながら浸水対策を行うもので、以下のいずれかを含む地区を対象
 - ・過去概ね10年間に、延べ浸水被害戸数が25戸以上発生した地区
 - ・要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設が浸水する恐れがある地区
- 事業期間が概ね5年以内

留意事項

- 連携する事業主体との協議は、連携する事業主体のうち合計の事業規模が最も大きな事業主体が発議して行うことを基本
- 100mm/h安心プラン登録地域では、100mm/h安心プランを事業間連携計画の代わりとすることが可能

大規模雨水処理施設整備事業

- 計画的な施設整備や適切な機能確保を図るため、雨水処理を担う大規模な下水道施設の設置又は改築事業を計画的・集中的に支援する個別補助制度

補助対象範囲

- 雨水処理を担う下水道施設であって、社会資本整備総合交付金の基幹事業のうち、「通常下水道事業」「下水道浸水被害軽減総合事業」「都市水害対策共同事業」「下水道総合地震対策事業」のいずれかに該当するもの
(雨水管、雨水貯留管、雨水ポンプの整備 など)



雨水ポンプ場の整備

雨水貯留管の整備

大規模雨水処理施設整備事業の対策イメージ

採択要件等

- 雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業であり、以下の要件を満たすもの
 - ・事業期間が概ね10年以内
 - ・総事業費が5億円以上

留意事項

- 下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業の採択要件に合致する場合は、当該制度により実施することが原則(ただし、事業の性質上、下水道床上浸水対策事業又は事業間連携下水道事業により実施することが適当でない事業については、その限りではない)

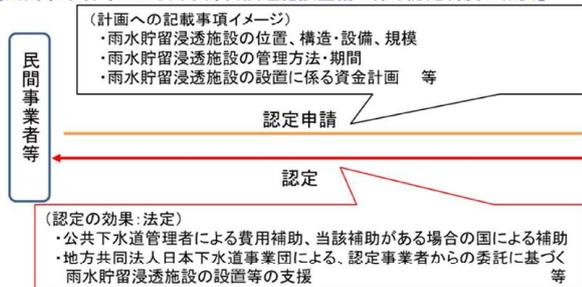
官民連携浸水対策下水道事業

- 下水道法に規定する浸水被害対策区域において公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の施設整備費用を支援する個別補助制度

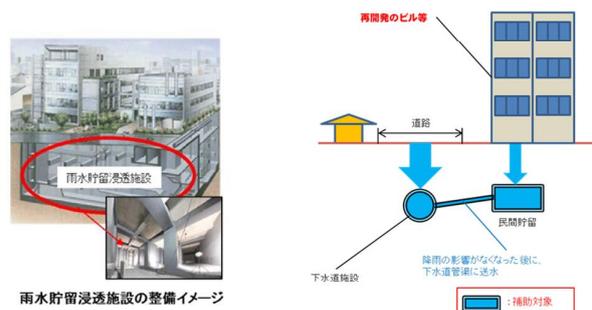
補助対象範囲

- 浸水被害対策区域内において実施される以下のいずれかに該当する施設の整備
 - ① 下水道法第25条の10第1項の公共下水道管理者の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設
 - ② 特定都市河川浸水被害対策法第11条第1項の規定に基づき都道府県知事等の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設

【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】



雨水貯留浸透施設整備計画認定制度の概要



雨水貯留浸透施設の整備イメージ

官民連携浸水対策下水道事業の対策イメージ

留意事項

- 公共下水道管理者は、民間事業者等から本事業の活用についての相談を受けたときは、あらかじめ、事業の円滑な執行を図る観点から国土交通省に報告

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の延長(固定資産税)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して「浸水被害対策を行って流域治水」を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設に係る特例措置を延長する。

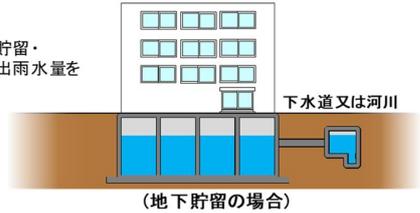
施策の背景

- 近年甚大な水害が毎年のように全国各地で発生。気候変動による更なる降雨量の増大や、水害の頻発化・激甚化が懸念。
- 特に河川や下水道の整備などの地方公共団体等の取組のみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域^(※1)及び浸水被害対策区域^(※2)においては、流域のあらゆる関係者が協働して浸水被害を防止・軽減する必要。
- 地域における浸水被害対策に有効である都道府県等による計画認定を受けた雨水貯留浸透施設の民間事業者等による整備を一層促進するため、引き続き、税制支援が必要。

※1 特定都市河川浸水被害対策法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川の流域
 ※2 下水道法に基づき公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定める区域

【雨水貯留浸透施設】

敷地内の雨水を集め、一時的に貯留・浸透させ、河川や下水道への流出雨水量を抑制させる。



<参考>ホテル(別府市)のケース



要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】 特定都市河川流域や浸水被害対策区域内の浸水被害を防止・軽減させるため、民間事業者等が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設について、課税標準を1/6～1/2の範囲内において市町村の条例で定める割合とする(参酌基準:1/3)。

結果

現行の措置を3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

交付金		沖縄編撰	砂防
通常砂防事業			
砂防法(明治30年法律第29号)第5条、第13条			
目的	事業内容		
流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。	砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工を実施する事業である。		
採択基準等			
砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもので、かつ、原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。 なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。			
1. 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの ①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの ②流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの ③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの 2. 今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある漂流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの ①公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護 ②市街地、集落(人家50戸以上)の保護 ③耕地(耕地面積30ha以上)の保護 ④港湾又は河口の埋没(年間埋没10,000㎡以上)の防止			
沿革			
・明治31年度から計上(法律補助) ・昭和25年度より実施(北海道) ・昭和33年度より実施(鹿児島) ・昭和47年度より実施(沖縄) ・平成12年度に荒廃砂防事業(事項)、予防砂防事業(事項)、都市対策砂防事業(事項)を統合 ・平成18年度に採択基準の改正 ・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行 ・平成23年度より、社会資本整備総合交付金の一部が地域自主戦略交付金に移行 ・平成24年度より、社会資本整備総合交付金の一部が地域自主戦略交付金に移行 ・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行 ・令和元年度に採択基準の改正 ・令和2年度に採択基準の改正 ・令和6年度に土砂災害危険箇所に関する文言を削除			
国費率	1/2	内地・北海道	<p>●土石流を止めた砂防堰堤(熊本県阿蘇市)</p>
9/10	沖縄		
2/3	奄美		

交付金		砂防	
火山砂防事業			
砂防法(明治30年法律第29号)第5条、第13条			
目的	事業内容		
火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに、土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等の異常な土砂流出による災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。	火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備(必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。)を実施する事業である。		
採択基準等			
砂防法第2条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事(上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。)で、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもので、かつ、原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。 なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。			
1. 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの ①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの ②流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの ③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの 2. 前記の水系以外の水系に係るもので、1の①から③までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかに該当する効果のあるもの。 ①公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの)又は市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護 ②市街地、集落(人家50戸以上)の保護 ③耕地(耕地面積30ha以上)の保護 ④港湾又は河口の埋没(年間埋没10,000㎡以上)の防止			
沿革	・平成元年度より実施 ・平成18年度に採択基準の改正 ・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行 ・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行 ・令和元年度に採択基準の改正 ・令和2年度に採択基準の改正 ・令和6年度に土砂災害危険箇所に関する文言を削除	国費率	5.5/10 内地 9/10 北海道 2/3 沖縄 奄美
<p>●噴山山噴火に伴う火山泥流(土石流)に対する火山山砂防堰堤(新潟県魚沼市)</p>			

交付金	地すべり
地すべり対策事業	
地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条、第41条、第45条	
目的	事業内容
地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除去し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。
採択基準等	
(地すべり)	
地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。 なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。 また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。	
<ol style="list-style-type: none"> 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの 貯水量30,000m以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの 人家10戸(市街化区域に存するものうち指定市に係る地すべり防止工事にあっては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。) 	
(次ページに続く)	

交付金	地すべり	
地すべり対策事業		
(ぼた山)		
地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。 なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。 また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。		
<ol style="list-style-type: none"> 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの 貯水量30,000m以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。) 		
沿革	国費率	
<ul style="list-style-type: none"> 昭和27年度より実施 昭和47年度より実施(沖縄) 平成2年度に採択基準の改正 平成18年に採択基準の改正 平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行 平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行 令和元年度に採択基準の改正 令和2年度に採択基準の改正 令和6年度に土砂災害危険箇所に関する文言を削除 	【渓流にかかる分】	
	1/2 内地・北海道	【その他の分】
	8/10 沖縄	1/2 内地・北海道
	2/3 奄美	6/10 沖縄
	奄美	
 <p>●倉石地区(徳島県三好市井川町)</p>		

交付金	沖縄編	急傾斜
急傾斜地崩壊対策事業		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第12条、第21条		
目的	事業内容	
急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行うことにより、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。	急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。	
採択基準等		
(急傾斜地)		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く)で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもの。		
<ol style="list-style-type: none"> 急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第8条第1項第4号における要配慮者利用施設(以下「要配慮者利用施設」という。))が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。 移転適地がないこと 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。 次のいずれかの要件に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ① 人家概ね10戸(公共的建物を含む。))以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるものただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。))における公共施設に關連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域(「激甚災害」に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条の1に基づく公共土木施設災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。))における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする ② 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの 		

交付金	沖縄編	急傾斜
急傾斜地崩壊対策事業		
沿革		
<ul style="list-style-type: none"> 昭和42年度から計上 昭和43年度までは「予算補助」 昭和44年度からは「法律補助」 平成18年度に採択基準の改正 平成19年度に採択基準の改正 平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行 平成23年度より、社会資本整備総合交付金の一部が、地域自主戦略交付金に移行 平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行 平成29年度に採択基準の改正 令和元年度に採択基準の改正 令和2年度に採択基準の改正 令和6年度に土砂災害危険箇所に関する文言を削除 		
国費率		1/2 全国
 <p>●災害活動拠点施設を保全</p>  <p>●住宅地を保全</p>  <p>●児童福祉施設を保全</p>  <p>●避難場所の施設を保全</p>		
施設効果事例		
 <p>●待受擁壁工により崩壊土砂等を捕捉し家屋を保全</p>		

補助 砂防 地すべり 急傾斜

大規模特定砂防等事業

砂防法(明治30年法律第29号)第5条、第13条
地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条、第41条、第45条
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第12条、第21条

目 的

大規模特定砂防等事業は、事前防災対策が十分に行われておらず、土砂・洪水氾濫が生じた場合の危険性が著しく高い流域等について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に安全度を向上させることを目的とする。

採択基準等

防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の各々の採択基準に該当するものであって、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の事業で、次の(1)及び(2)のすべてに該当するもの。

(1)土砂・洪水氾濫対策計画等に位置づけられた大規模な基幹施設に係る砂防事業
(2)土砂・洪水氾濫対策計画等に基づき、本事業の整備効果を高めるために、都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中又は実施見込みであること

※土砂・洪水氾濫対策計画、土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画、火山砂防計画、地すべり防止計画、一連地区の施設配置計画

沿 革	補助率【通常】	補助率【火山】
令和元年度より実施 令和2年度に採択基準の改正 令和4年度に採択基準の改正	1/2 内地・北海道	5.5/10 内地・北海道
	9/10 沖縄	9/10 沖縄
	2/3 奄美	2/3 奄美
	補助率【地すべり(深流にかかる分)】	補助率【地すべり(その他の分)】
	1/2 内地・北海道	1/2 内地・北海道
	8/10 沖縄	6/10 沖縄
	2/3 奄美	— 奄美
	補助率【急傾斜】	
	1/2 全国	



補助 砂防 地すべり 急傾斜

事業間連携砂防等事業

砂防法(明治30年法律第29号)第5条、第13条
地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条、第41条、第45条
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第12条、第21条

目 的

事業間連携砂防等事業は、整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる箇所において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図ることを目的とする。

採択基準等

防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)以下、砂防事業等の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの。

(1)土砂・洪水氾濫対策
河川事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、土砂・洪水氾濫のおそれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策

(2)道路保全対策
道路事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、国又は都道府県等が管理する道路の防災上重要性の高い区間等のうち、土砂災害による寸断のおそれのある箇所における対策

(3)河道閉塞対策
河川事業や砂防事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内(ただし、地すべりが大規模である場合など、やむを得ない場合は、概ね10年以内)で完了する砂防事業等であって、河道閉塞形成・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそれのある箇所における対策

(4)上下水道施設保全対策
上下水道施設の耐震化事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、次のすべての要件に該当する上下水道施設に土砂災害による被害を及ぼすおそれのある箇所における対策

イ 災害等により機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所施設であること。

ロ 土砂災害警戒区域内に位置すること。ただし、併せて、急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)内にも位置する場合には、水道事業者や下水道管理者等がその急傾斜地の崩壊に起因する土砂流入防止対策を実施済み、または実施の計画があること。

ハ 上下水道耐震化計画を策定済みであること。

補助 砂防 地すべり 急傾斜

沿 革

令和元年度より実施
令和7年度に採択基準の改正 (上下水道施設保全対策の追加)

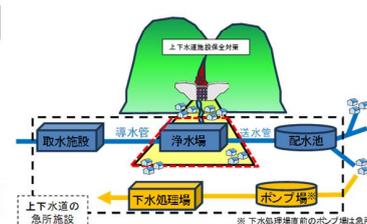
補助率【砂防(通常)】	補助率【砂防(火山)】	補助率【地すべり(深流にかかる分)】
1/2 内地・北海道	5.5/10 内地・北海道	1/2 内地・北海道
9/10 沖縄	9/10 沖縄	8/10 沖縄
2/3 奄美	2/3 奄美	2/3 奄美
補助率【地すべり(その他の分)】		補助率【急傾斜】
1/2 内地・北海道		1/2 全国
6/10 沖縄		
2/3 奄美		

個別補助の対象 (砂防関係施設整備)



道路
土砂流出の防止

道路保全対策イメージ



上下水道施設保全対策イメージ

●急所施設
【水道】取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池
【下水道】下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場(なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。)

補助	砂防	地すべり	急傾斜
まちづくり連携砂防等事業			
砂防法(明治30年法律第29号)第5条、第13条 地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条、第41条、第45条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第12条、第21条			
目的			
まちづくり連携砂防等事業は、住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を優先的に保全するため、都道府県の取り組み砂防関係事業のうち、当該地域を保全する対策を計画的・集中的に実施することで早期に安全度を向上させるとともに、併せて防災に配慮したまちづくりを促すことを目的とする。			
定義			
本採択基準におけるにおける用語の定義は次のとおりとする。 一 立地適正化計画 都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき作成される計画 二 広域的な立地適正化の方針 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-10-(1)都市再生整備計画事業 5. 3で規定する広域的な立地適正化の方針 三 市町村管理構想 国土の管理構想(令和3年6月国土交通省国土政策局策定)に基づく構想			
採択基準等			
防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)(以下、砂防事業等)の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)または(2)のいずれかに該当するもの。ただし、急傾斜地崩壊対策事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱 交付要綱付属第2編交付対象事業の要件 イ-6急傾斜地崩壊対策事業 4. ① について、「急傾斜地の高さが5m以上であること」と読み替えるものとする。 また、令和4年度以前に採択されたまちづくり連携砂防等事業に限り、当該事業で継続するものとする。 (1) 次の【保全対象】①～③のいずれかの区域を保全する砂防事業等で、①については立地適正化計画に記載された防災指針、②については立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針、③については市町村管理構想に、次の【記載事項】イ～ハの全てが記載されていること。 【保全対象】 ① 立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域 ② 立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域 ③ 市町村管理構想に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域			

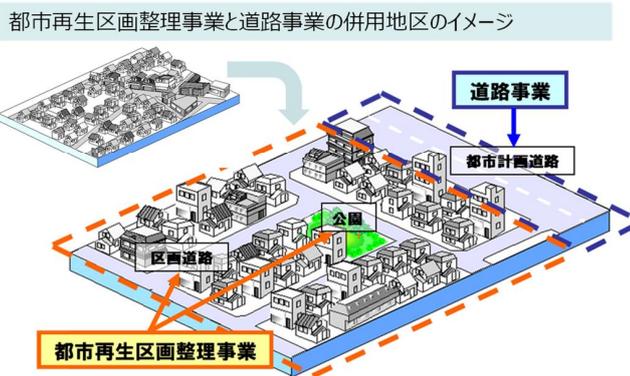
補助	砂防	地すべり	急傾斜
採択基準等			
【記載事項】			
イ 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域 ロ 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標 ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づき「移転等の勧告」の活用に関すること (2) 上記に示す①～③のいずれかの区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフラインを保全する砂防事業等 また、本事業の実施に当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ、事業計画を作成するものとする。			
沿革		補助率【砂防(通常)】	補助率【砂防(火山)】
・令和3年度より実施 ・令和5年度より採択基準の改正		1/2 内地・北海道	5.5/10 内地・北海道
		9/10 沖縄	9/10 沖縄
		2/3 奄美	2/3 奄美
補助対象イメージ		補助率【地すべり(沢流にかかると分)】	補助率【地すべり(その他の分)】
		1/2 内地・北海道	1/2 内地・北海道
		8/10 沖縄	6/10 沖縄
		2/3 奄美	— 奄美
		補助率【急傾斜】	
		1/2 全国	

都市再生区画整理事業

防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金により支援。

・交付対象：地方公共団体 ・国費率 1/3 または 1/2

事業の概要	
都市再生区画整理事業	
(調査)	都市再生事業計画案作成事業 (国費率：1/3または1/2)
(事業)	都市再生土地区画整理事業 (国費率：1/3または1/2) (都市基盤整備タイプ・大街区化タイプ・空間再編賑わい創出タイプ・地域生活拠点形成タイプ)
	被災市街地復興土地区画整理事業 (国費率1/2)
	緊急防災空地整備事業 (国費率1/2)
○ 交付対象費用 (都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業) 調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、公開空地整備費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、減価補償費、立休換地建築物工事費、仮設建築物整備費、防災関連施設整備費、浸水対策施設整備費、機械器具費、エリアマネジメント活動拠点施設整備費 等	



都市再生土地区画整理事業 (都市基盤整備タイプ)	
○ 施行地区要件 (以下の全てを満たす地区)	
・施行面積 × 指定容積率 / 100 ≥ 2.0 ha ・直前国勢調査DID又は準DIDに過半が該当する地区 (重点地区はDID又は準DID内) ・居住誘導区域 (「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市」の区域を含む。)に過半が該当する地区 ・市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ ・施行前の公共用地率15%未満 (幹線道路等を除く)	
【 重点地区 (国費率：1/2) 】上記の要件に加えて下記の括弧書きの要件等を満たす地区	
・安全市街地形成重点地区 (施行地区内の老朽住宅棟数) ・拠点市街地形成重点地区 (都市再生緊急整備地域に係る地区) ・歴史的風致維持向上重点地区 (歴史的風致維持向上計画に基づく事業) ・都市機能誘導重点地区 (都市機能誘導区域内)	
被災市街地復興土地区画整理事業	
○ 施行地区要件 (以下の全てを満たす地区)	
① 被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域 ② 被災地の面積が概ね20ha以上 ③ 被災戸数が概ね1,000戸以上	

緊急防災空地整備事業	
○ 施行地区要件 (土地区画整理事業が予定される地区で次の要件のいずれかを満たす地区)	
① 都市計画決定済みで減価補償地区となると見込まれる地区かつ三大都市圏の既成市街地等のDID内の地区 ② 防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区 ③ 高規格堤防の整備を一体的に事業を実施する予定の地区 ④ 東日本大震災の被災地に係る推進地域又は計画区域に存する地区 ⑤ 被災市街地復興推進地域に存する地区	
○ 交付対象となる費用 緊急防災空地 (公共施設充当地) の先行取得に要する費用	
○ 交付限度額	
①は、予定される減価補償費の80%、②～⑤は、公共用地の増分の用地費の80%	

浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

浸水の拡大を抑制する盛土構造物を浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該地区に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を $1/2 \sim 5/6$ の範囲内で市町村の条例で定める割合(参酌標準: $2/3$)とする措置を、3年間延長する。

施策の背景

- 平成29年の水防法改正において、洪水浸水想定区域内で、洪水による浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を水防管理者が「浸水被害軽減地区」として指定し、浸水防御機能の保全を図る制度を創設。
- 令和3年には流域治水関連法が施行され、流域全体のあらゆる関係者が協働して水災害対策に取り組む「流域治水」へ治水政策を転換。
- 流域の遊水機能を保全し浸水被害を軽減する対策を強化する中で、浸水の拡大を抑制する盛土構造物を保全することは、流域治水の実現に不可欠。
- 地区指定にあたっては、土地所有者の同意が必要であるため、インセンティブを高めるための税制上の特例措置が引き続き必要。



(福東輪中 平成30年3月指定)

要望の結果

特例措置の内容

浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を $1/2 \sim 5/6$ の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。(参酌標準: $2/3$)

結果

現行の措置を3年間(令和5年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)

○特例措置の対象:

浸水想定区域内的の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備(止水板、防水扉等)

○特例措置の内容:

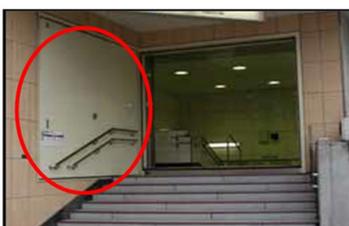
最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

※市町村においてあらかじめ条例の制定が必要

止水板



防水扉



排水ポンプ



換気口浸水防止機



都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等)

※基幹事業「こどもんなかまちづくり事業」の国費率：1/2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。

※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高層空間利用施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※、広域連携誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもんなかまちづくり事業、暑熱対策事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づき事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等＞（複数市町村が広域的な立地適正化の方針等を定めた場合に限り。）

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設の整備

一民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

※大規模災害復興法に規定する特定大規模災害等を受けて復興計画等を作成し、かつ、立地適正化計画を有する市町村において①復興計画等に都市機能や居住の立地・誘導に関する方針を記載、②一定の期間内に立地適正化計画の作成に着手・完成することが確実であり、当該区域として定めることが確実である区域を含む。

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」

※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくりの計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・①居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街地調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害リスクゾーンを含めている市町村、市街地調整区域で都市計画法第34条第1項に基き条例の区域を定め、住所等で客観的に明示してない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域、居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援



防災集団移転促進事業の概要

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に相当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等を行う市町村等に対し、事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域（※1）

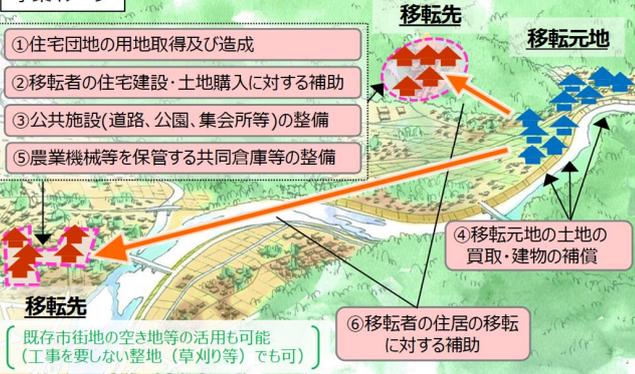
※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

5戸以上（※2）かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※2 ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上
浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域

事業イメージ



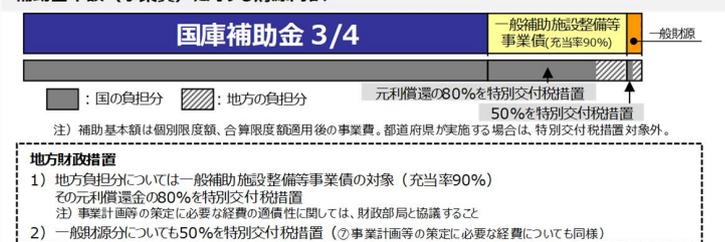
【国庫補助】（補助率 ①～⑥：3/4，⑦：1/2）

補助対象経費区分	右以外の 場合	事前移転※3 の場合
補助対象経費（①～⑦）の合計	合算限度額有り	-
① 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外）	限度額有り	限度額有り
② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住戸1戸の利子相当額）	限度額有り	限度額有り
③ 住宅団地に係る公共施設の整備	限度額有り	限度額有り
④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	-	限度額有り
⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	限度額有り	限度額有り
⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	限度額有り	限度額有り
⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-

※3【事前移転の要件】

- イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること
- ロ 移転元地防衛のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること
- ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと

補助基本額（事業費）に対する財源内訳



コンパクトシティ形成支援事業

- 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する地方公共団体に対して、重点的な支援を実施。
- 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な評価や見直しに対して、重点的な支援を実施。

●計画策定の支援

内容：立地適正化計画(防災指針含む)、広域的な立地適正化方針、低炭素まちづくり計画、PRE活用計画の策定
 対象：地方公共団体等
 補助率：1/2（人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の小規模自治体は550万円まで全額）

●コーディネート支援

内容：まちづくりに関する専門家の活用等
 対象：地方公共団体と民間事業者等
 補助率：1/2、1/3

●居住機能の移転に向けた調査支援

内容：誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転促進調査等
 対象：地方公共団体と民間事業者等
 補助率：1/2（上限500万円/年）

●建築物跡地等の適正管理支援

内容：建築物跡地等の管理支援
 対象：地方公共団体と民間事業者等
 補助率：1/2、1/3

●誘導施設等の移転促進支援

内容：誘導施設等の除却処分等
 対象：地方公共団体と民間事業者等
 補助率：1/2、1/3



かけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

- (1) 除却等費
- 除却費
危険住宅の除却費
(限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費)
 - 引越費用等
引越費用(動産移転費、仮住居費等)、その他
(限度額：975千円/戸)
- (2) 建物助成費
- 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額
(借入利率：年8.5%を限度)
- 限度額(通常) 4,210千円/戸(建物3,250千円/戸、土地960千円/戸)
 【特殊地域※】 7,318千円/戸(建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸)
- ※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域
- (3) 事業推進経費
- 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

注：危険住宅に代わる住宅の新築については、原則として以下の要件に適合するものでなければならない。

- ・土砂災害特別警戒区域外に存すること
- ・災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)外に存すること
- ・市街化調整区域であって土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)に該当する区域外に存すること
- ・都市再生特別措置法第88条第1項に規定する住宅を新築する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること

補助要件

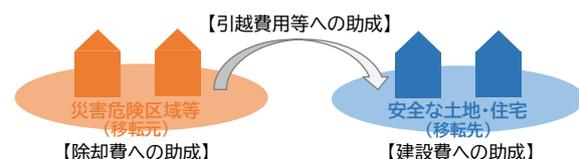
- (1) 対象地区要件(移転元)
- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項)
 - 地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条)
 - 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)
 - 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条)
 - 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
 - 地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域(都市計画法第12条の4)
 - 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)
- (2) 対象住宅要件(移転元)
- 既存不適格住宅^{*}
※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
 - 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示^{**}等を行った住宅
※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国：1/2、
地方公共団体：1/2

事業実施主体

市町村
(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県)



災害危険区域等建築物防災改修等事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

水害ハザードエリアにおける災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び既存不適格建築物の安全性向上のため、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物等の防災改修等の費用を補助する事業等を行う地方公共団体を支援する

対象区域

- ・災害危険区域（建築基準法） ※水害に係るもの
- ・地区計画の区域（都市計画法） ※水害に係る建築制限が定められたもの
- ・浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）

交付対象事業

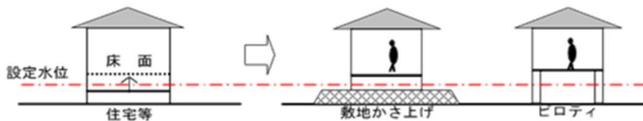
地方公共団体が行う次の事業（②・③は民間事業者に補助する地方公共団体の事業を含む）

- ① 災害危険区域等の指定に関する計画策定
- ② 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
- ③ 既存不適格等の住宅・建築物のピロティ化、嵩上げ、建替え、避難空間の整備
 - ※建替えの場合は、原則として次の要件に適合する必要がある
 - ・建替後の住宅は、土砂災害特別警戒区域及び災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域）外に存すること
 - ・建替後の住宅・建築物は、一定の省エネ性能を有すること 等

防災改修等の対象となる住宅・建築物

水害に係る建築制限等に関して既存不適格等である住宅・建築物

- ※建築物は、災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所等または一時集会所等に指定されたものであること
- ※これらに該当することが予定される住宅・建築物を含む



交付率・限度額

地方公共団体に対する交付率は1/2であり、事業費の補助限度額は次のとおり

交付対象	実施主体	住宅	建築物
計画策定	地公体	計画策定費の1/2	計画策定費の1/3
基準適合調査	民間事業者	国と地方で調査費用の2/3(45,000円/棟を上限)	
	地公体	調査費用の1/2(45,000円/棟を上限)	調査費用の1/3(45,000円/棟を上限)
防災改修等※4	民間事業者	重点支援以外の住宅の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23%	地域防災計画において一時集会所等に指定された建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23%
	地公体	重点支援の住宅※2の場合 - 国と地方で100万円/戸かつ防災改修工事費※3の8割を上限)	地域防災計画において防災拠点(避難場所等)に指定されている建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の2/3

- ※1: 280万円/棟又は居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
- ※2: 次のいずれかに該当する災害危険区域等の住宅
 - イ 令和3年度以降に新たに指定された区域
 - ロ 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等(土地利用等に関する対策を記載するものに限る)を定めている地方公共団体の既存区域
- ※3: 居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
- ※4: 建替えについては、改修工事費用相当額に対して助成

その他

R7年度までに行う事業が対象。ただし、当該期間内に計画策定に着手し、当該期間後に災害危険区域の指定等を行う場合はR12年度までに行う事業が対象

長期優良住宅化リフォーム推進事業

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、良質な住宅ストックの形成等に資するリフォームへの支援をより幅広く実施する。

事業概要

【対象事業】

以下の①、②を満たすリフォーム工事

- ① インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること
- ② 工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること

【補助率】 1/3

【限度額】 80万円/戸

- 長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 160万円/戸
- 三世帯同居改修工事を併せて行う場合
若者・子育て世帯が工事を実施する場合
既存住宅を購入し工事を実施する場合
⇒ 上記の限度額に、50万円/戸を加算

○インスペクションの実施 ○維持保全計画・履歴の作成

○性能向上等（耐震性、劣化対策、省エネルギー性、維持管理・更新の容易性、バリアフリー性、可変性）

○子育て世帯向け改修 ○三世帯同居改修

○防災性・レジリエンス性向上改修



効果

- 良質な既存住宅ストックの形成
- 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化
- 子育てしやすい生活環境の整備 等

防災・安全交付金 効果促進事業

支援概要

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業とし、当該提案事業の事業費も合計した額は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とすること。

～流域一体となった総合的な浸水対策の推進～

・災害発生時に機動的な水防活動を実施するための対策の推進
・被災を想定した「共助」及び「自助」対策推進への支援

○防災ステーションの上屋整備



○水防資機材の購入



○水防活動の補助車両(照明車)購入



○浸水ハザードマップの作成



○避難誘導標識の設置



○避難タワーの設置



※ここに示したものは一例であり、このほかにも様々な事業の組み合わせが可能

防災・安全交付金 総合流域防災事業

目的

総合流域防災事業は、個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し、流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

・水害リスク情報整備推進事業

要件(要約)

洪水による災害の発生を警戒すべきものとして水防法施行規則で定める基準に該当する河川のうち、社会資本整備総合交付要綱第6ーイ社会資本整備総合交付金事業③河川事業及び口防災・安全交付金③河川事業を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図又は洪水ハザードマップを作成。

交付期間については、次のとおりとする。

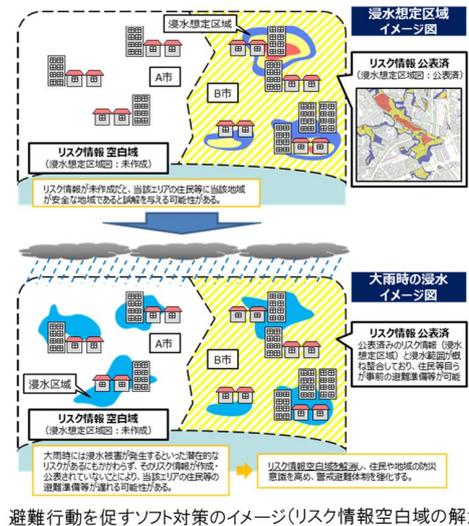
- ① 洪水浸水想定区域図の作成は令和7年度まで
- ② 洪水ハザードマップの作成は令和8年度まで

内水浸水リスクマネジメント推進事業

- 内水浸水リスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となるソフト対策や、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を支援する事業制度

交付対象事業

- ① 内水浸水想定区域図の作成
浸水シミュレーション(簡易手法を含む)等による内水浸水想定区域図の作成
- ② 避難行動等に資する情報・基盤整備
(ア) 避難行動等に資する情報を提供するための資料(内水ハザードマップ等)の作成
(イ) 避難に資する情報(水位や降雨等データ)の計測機器の設置及び情報伝達・配信システム等の整備
- ③ 雨水管理総合計画の策定
下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画の策定



留意事項

- 「内水浸水想定区域図の作成」の交付対象事業の範囲は、下水道による浸水対策に係る区域(下水道による浸水対策を実施すべき区域を検討する上での検討対象範囲を含む)とし、計画降雨や既往最大降雨、想定最大規模降雨などのうち、複数降雨を対象とするものも含む

URL: https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html (別紙11参照/農林水産省)
: https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html (交付対象事業の要件(海岸事業)参照/国土交通省)

津波・高潮危機管理対策緊急事業

事業目的

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を行うことにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進します。



事業内容

【事業内容】

- 一連の防護区域を有する海岸において海岸管理者が作成する津波・高潮危機管理対策事業計画に基づき、以下の対策を総合的に実施
- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
 - ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
 - ③ ソフト対策(津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等)
 - ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
 - ⑤ 津波防災ステーションの整備
 - ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
 - ⑦ 避難用通路の設置(堤防スロープ等)
 - ⑧ 漂流物防止施設の整備
 - ⑨ 水門等の整備・運用計画策定支援(計画策定に要する調査を含む。)
 - ⑩ 海岸保全基本計画の変更支援(海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等)

【事業実施主体】

海岸管理者

【実施要件】

- 次の(1)～(4)の条件を満たす海岸であること。(⑨の事業内容に関しては、(1)の要件を満たすものとし、③のソフト対策のうち、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び⑩の事業内容に関してはこの限りではない)
- (1) 以下のいずれかに該当する海岸であること。
 - ① 大規模な地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸。
 - ② 期望平均高潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸。(事業内容①～④、⑧～⑩を対象とする)
 - (2) 事業着手から5年以内に、整備目標の達成が見込まれること。
 - (3) 津波・高潮危機管理対策事業計画が策定され、当該事業計画に従って実施されること。
 - (4) ③のソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費のおおむね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。
 - (5) 事業計画の総事業費が以下のとおりであること。
 - 都道府県が行うもの：5千万円以上
 - 市町村が行うもの：2千万円以上

【補助率】 1/2、2/3※

※南トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難対策としての管理用通路の整備及び避難路の設置(堤防スロープ等)

学校施設の防災機能の向上

学校施設環境改善交付金	
概要	公立の義務教育諸学校等施設に係る事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。
支援対象	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
補助率（措置率）	1/3
国立大学法人等施設整備費補助金	
概要	国立大学法人等が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して補助金を交付する。
支援対象	国立大学法人、国立高等専門学校、大学共同利用機関法人
補助率（措置率）	定額
私立学校施設整備費補助金	
概要	学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）に対し、当該学校法人等の設置する私立大学等が事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。
支援対象	学校法人等が設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（専門課程・高等課程）
補助率（措置率）	高校以下 1/3以内等、大学等 1/2以内等

取組事例(学校施設における水害対策)



都市防災総合推進事業の概要

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要		事業主体：市町村、都道府県 等	○ 地区要件
事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率 ^{※6}	施行地区 <事業メニュー① ③～⑤> ・災害の危険性が高い区域（洪水/雨水出水/高潮浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域等）を含む市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域 ^{※4} （⑤については市街地に限る） ・危険密集市街地を含む市、DID地区 <事業メニュー⑥> ・大規模地震発生の可能性の高い地域 ^{※4} ・危険密集市街地を含む市、DID地区 等 <事業メニュー⑦> ・危険密集市街地 <事業メニュー⑧> ・激甚災害による被災地 等 ・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村 ^{※5}
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3 ^{※1}	
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1/3 ^{※3} (R10年度まで1/2)	
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3 ^{※1}	
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1/3	
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1/3 工事 1/2 ^{※1 ※2}	
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地 1/3 工事 1/2 ^{※1 ※2}	
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2 ^{※1}	
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1	
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2	
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3 ^{※1}	

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り
 ・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額
 ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2
 ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2

※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については(国費率2/3)
 ※3：既存の危険な盛土の把握のために必要な調査をR6年度までに開始し、調査内容及び調査計画期間が明示された調査計画書を作成した地方公共団体に限る
 ※4：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
 ※5：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村
 ※6：予算の範囲内での支援

津波避難タワー

避難地(高台)

防災備蓄倉庫

避難場所に向かう避難路

避難地(防災公園・延焼防止)

沿道建築物の不燃化

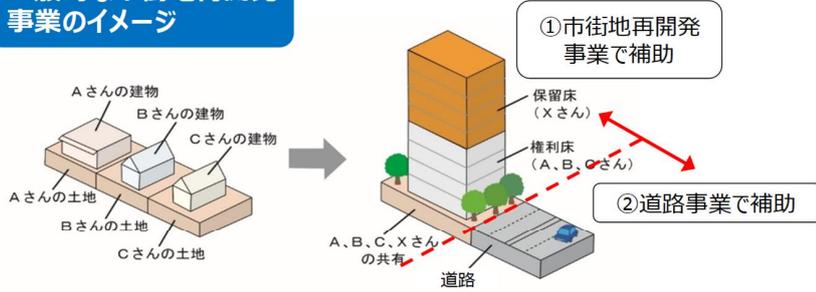
市街地再開発事業等

1. 制度の目的

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う（都市再開発法 昭和44年施行）。

2. 事業の仕組み

一般的な市街地再開発事業のイメージ



- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に権利変換により、置き換えられる（権利床）
- 高度利用によって新たに生み出された床（保留床）を処分して事業費に充てる

3. 交付対象及び国費率（社会資本整備総合交付金）

事業名	補助内容	負担割合		
		国	地方	施行者
①市街地再開発事業	施設建築物及びその敷地の整備に要する費用の一部（調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等）	1/3等	1/3等	1/3等
②道路事業	都市計画道路等の整備に要する費用（用地費及び補償費、工事費、測量及び試験費等）	1/2等	1/2等	-

地域の状況に応じた市街地再開発事業を推進

【環状第二号線新橋・虎ノ門地区】

環状第2号線の整備とあわせて魅力ある市街地形成と高度利用を実現



<大都市の市街地再開発事業の事例>

【片町A地区（石川県金沢市）】

地域の事情に合わせて低容積の計画とすること等により事業を実現



<地方都市の市街地再開発事業の事例>

一時避難場所整備緊急促進事業

水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設、マンション等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び受入関連施設の整備に対して支援を行う。

補助要件

- 20人以上の避難者を受け入れる協定を地方公共団体と締結すること
 - 浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること
 - 耐震性を有すること（建築基準法適合）※1
※1 津波に関する避難場所の新築については、耐震等級2以上
 - 通常在館者分と避難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること
 - 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫について、次のいずれかに該当するものであること
 - ・基礎事業※2として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - ・事業の整備前に基礎事業※2として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - ・都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により適切に維持管理されると認められるもの
- ※2 自家用分（通常在館者分）に係る施設・設備の整備費

事業着手期限

令和8年3月31日までに着手された事業

対象建築物

地方公共団体と避難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等



補助対象事業費

避難者を受け入れるために付加的に必要な、下記の整備に要する費用（掛かり増し費用）

○受入スペース



○防災備蓄倉庫



○受入関連施設（非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）等）



耐震性貯水槽



非常用発電機



マンホールトイレ



止水板

補助率

①民間事業者が整備主体の場合
（国：2/3、地方：1/3）

②地方公共団体が整備主体の場合
（国：1/2）

掛かり増し費用

国 (2/3)
地方 (1/3)

掛かり増し費用

国 (1/2)
地方 (1/2)

自家用分に係る施設・設備の整備費
既存支援制度を活用
・負担割合は各支援制度による。

自家用分に係る施設・設備の整備費
既存支援制度を活用
・負担割合は各支援制度による。

都市安全確保拠点整備事業

事業概要

洪水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが増し、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設の枠組みを創設し、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備を支援する。

地区要件

- ・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内 (DID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上の地域及び隣接する地域)
- ※ 1市区町村あたり10haまで

交付対象事業者、基本国費率

- ・交付対象事業者： 地方公共団体 (間接交付含む)
- ・基本国費率： 1/2 (国)



交付対象事業

- 1) 都市安全確保拠点整備計画の策定
 - ① 計画作成費 ② コーディネート費
- 2) 特定公益的施設の整備 (いずれも購入費を含む)

都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設における特定公益的施設のうち、以下の施設の整備を支援

- 災害対応施設 (備蓄倉庫等)**
災害時の用にのみ供する施設 (平常時：利用なし)
- 特定避難支援施設 (医療施設、社会福祉施設、子育て支援施設、高次都市施設、連絡デッキ等)**
災害時に専ら安全確保の用に供する公益的施設 (平常時：公益的利用)。医療施設・社会福祉施設・子育て支援施設・高次都市施設は事業費30億円が上限。
- その他安全確保施設**
災害時に専ら安全確保の用に供する施設の掛かり増し分

- 3) 公共施設の整備
- 4) 特定公益的施設及び公共施設の嵩上げ及び高床化
- 5) 特定公益的施設 (※) 及び公共施設の用地取得
 - ① 用地費 ② 補償費
 (※) 特定公益的施設のための建築物に限る



次世代育成支援対策施設整備交付金

1 事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設
① 通常整備 児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設 ・ 職員養成施設 ・ 自立援助ホーム ・ ファミリーホーム ・ 一時預かり事業所 ・ 地域子育て支援拠点事業所 ・ 利用者支援事業所 ・ 子育て支援のための拠点施設 ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設
② 耐震化等整備 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター ・ 児童厚生施設 (児童館) ・ 児童相談所一時保護施設 ・ 産後ケア事業を行う施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター ・ 児童発達支援事業所 ・ 放課後等デイサービス事業所 ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所 ・ 保育所等訪問支援事業所 ・ 障害児相談支援事業所 ・ 子ども家庭センター ・ 里親支援センター ・ 社会的養護自立支援拠点事業所 ・ 妊産婦等生活援助事業所 ・ 児童育成支援拠点事業所 ・ 子育て短期支援事業専用施設

【令和5年度補正予算より実施する拡充事項】

- 産後ケア事業の施設整備費について、補助率を1/2→2/3に嵩上げを行う。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に嵩上げを行う。
- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所 (上記対象施設欄参照) の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について確保する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐震性強化対策について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等改修整備、水害対策強化に必要な予算を確保する。

※R5補正予算より下線の施設・事業を対象に追加

3 実施主体等

【設置主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】 定額 (原則国1/2相当、児童館は原則国1/3相当)

就学前教育・保育施設整備交付金

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・保育所整備事業
- ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・小規模保育整備事業
- ・防犯対策強化整備事業
- ・幼保連携型認定こども園整備事業
- ・公立認定こども園整備事業
- ・防音壁整備事業
- ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

3. 実施主体等

【実施主体】（私立）市区町村 （公立）都道府県・市区町村

【設置主体】（私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立）

国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4
国：2/3、市区町村：1/12、設置主体：1/4

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3） ※令和7年度当初予算では経過措置あり

○待機児童対策

待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）

（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

（公立）

原則国1/3、設置者（市区町村）2/3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

（私立）

国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

（公立）

国2/3、設置者（市区町村）1/3

医療施設浸水対策事業

1 事業の目的

- 令和元年台風第19号（※1）や令和2年7月豪雨（※2）など、近年、全国各地で台風や豪雨等による災害が発生し、洪水氾濫等による浸水被害を受けた医療機関においては一部診療を制限せざるを得ない事態となるなど、地域の医療提供体制への影響も生じることとなった。
- 近年の被害状況を踏まえると、今後発生する台風・豪雨等に備え、医療機関において浸水対策の強化・充実を図る必要があるため、浸水想定区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域から移転することができない医療機関に対し、浸水対策の実施に必要な経費を補助する。

※1 福島県や栃木県など8都県で合計38医療機関が浸水

※2 熊本県など5県で合計34医療機関が浸水

2 事業の概要

【事業概要】・浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域等から移転することができない医療機関に対し、医療用設備や電気設備の想定浸水深以上への移設や止水板や排水ポンプの設置のための財政支援を行い、医療機関における浸水被害の防止又は軽減を図る。

【補助対象】・ハザードマップ等による洪水・雨水出水・高潮の浸水想定区域や津波被害警戒区域に所在している①公的病院・診療所、②救命救急センター、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所、地域医療支援病院、特定機能病院、ほか政策医療実施機関

【調整率】・0.33（国0.33、事業者0.67）

3 実施主体

- （1）国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所
- （2）救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院等

社会福祉施設等施設整備費補助金

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/4、設置者 1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。
増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、女性自立支援施設等）等の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
経費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業 （※上記施設種別のうち、定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難」な要介護者を主として入居させるものに該当する施設を除く）	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満）	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費6,160万円/施設	総事業費80万円/施設

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

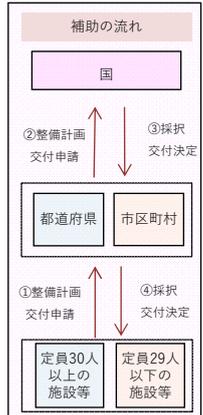
- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

施設種別	補助率	区分		上限額	下限額
		i	ii		
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設	
		ii	なし	総事業費80万円/施設	
給水設備	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし	総事業費500万円/施設	なし

⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。
また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置*を促進。
※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	定額補助	4,000円/㎡	なし



水道水源開発等施設整備費補助（水道施設機能維持整備費）

【補助の概要】

- 水道事業者等に対して、以下の事業に要する費用の一部を補助する。
・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備、土砂流出防止壁、防水扉等の整備事業

【主な採択基準】

- 資本単価^(※)が90円/m³(水道事業)、70円/m³(水道用水供給事業)以上であること
(※)当該事業を行う水道事業者に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1m³当たりの費用の額
計算式：(減価償却費+支払利息+受水分資本費) / 総有収水量

【補助率】

- 1/4, 1/3(補助率は、事業内容により異なる。)

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」 (平成30年度～令和2年度)

停電対策（自家発電設備の整備等）

基幹となる浄水場（1事業体1施設。以下同じ）のうち、停電により大規模な断水が生じるおそれがある施設
緊急対策実施箇所数：139カ所

土砂災害対策（土砂流入防止壁の整備等）

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設
緊急対策実施箇所数：94カ所

浸水災害対策（防水扉の整備等）

基幹となる浄水場のうち、土砂災害により大規模な断水が生じるおそれがある施設
緊急対策実施箇所数：147カ所

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 (令和3年度～令和7年度)

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（1事業体1施設以上。以下同じ）の停電対策実施率
現状67.7%（令和元年度）⇒目標77%（令和7年度）

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で土砂警戒域内にある施設の土砂災害対策実施率
現状42.6%（令和元年度）⇒目標48%（令和7年度）

2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率
現状37.2%（令和元年度）⇒目標59%（令和7年度）



土砂流入防止壁のイメージ

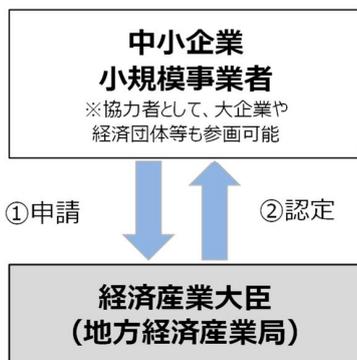


浸水災害対策のイメージ

事業継続力強化計画認定制度

- 台風・豪雨等の自然災害等が発生した際の事業継続に向けた取組を促進するため、中小企業が行う**防災・減災の事前対策に関する計画**を経済産業大臣が認定する制度。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構によるセミナー開催や専門家派遣等の**計画策定支援**のほか、中小企業防災・減災投資促進税制により**防災・減災設備の導入を促進**。

【計画認定スキーム】



【計画の種類】

- **事業継続力強化計画**
中小企業・小規模事業者が自社のみで実施する計画
- **連携事業継続力強化計画**
2者以上の中小企業・小規模事業者で実施する計画

認定を受けた事業者に対する施策

- 認定事業者によるロゴマーク使用
- 防災・減災設備の導入に対する税制措置
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 補助金採択時の加算措置

中小企業防災・減災投資促進税制

- 適用対象者：令和9年3月31日までに「事業継続力強化計画」(連携計画含む)の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から1年を経過する日までに、計画に記載の対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 税制措置：特別償却16%
- 対象設備：自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する以下の設備



減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（環境保全対策関連部門）

環境保全対策関連プロジェクト等へのグリーンファイナンス拡大に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

民間不動産の浸水対策など気候変動への適応、革新的技術を普及させるビジネス、循環経済ビジネス等への資金供給のためのグリーンボンド・グリーンローン等の資金調達等の支援を通じ、脱炭素社会・SDGs実現に急務であるESG金融の拡大の流れを加速する。

2. 事業内容

近年多発している気象災害など気候変動への適応や、海洋プラスチック問題、循環経済構築に向けた対応、環境イノベーションに向けた研究開発は急務となっている。これらの対応を更に加速化すべく、民間資金導入のための支援策を講じる。具体的には、以下の事業を行う。

環境保全対策関連プロジェクト（気候変動適応、循環経済、生物多様性・自然資本等関係）、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローンの資金調達等を支援する者に対し、その支援に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体等（グリーンボンド等資金調達支援者）
- 実施期間 令和7年度～

4. 事業イメージ

グリーンボンド・グリーンローン等の促進



お問合せ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240



発行：流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議

（ 内閣府・金融庁・こども家庭庁・総務省・消防庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・
林野庁・水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・気象庁・環境省 ）